

第三十四回国会
衆議院

日米安全保障条約等特別委員會議録

第二十四号

昭和三十三年四月二十七日(水曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 小澤佐重喜君

理事 井出一太郎君 理事 岩本 信行君

理事 大久保武雄君 理事 櫻内 義雄君

理事 三郎君 理事 西村 力弥君

理事 松本 七郎君 理事 竹谷源太郎君

安倍晋太郎君 愛知 揆一君

秋田 大助君 池田正之輔君

石坂 繁君 鍛冶 良作君

加藤 精三君 鴨田 宗一君

小林 銆君 田中 榮一君

田中 龍夫君 床次 徳二君

野田 武夫君 服部 安司君

福家 俊一君 古井 喜實君

保科善四郎君 毛利 松平君

山下 春江君 飛鳥田一雄君

石橋 政嗣君 井手 以誠君

岡田 春夫君 黒田 壽男君

滝井 義高君 戸叶 里子君

中井徳次郎君 穂積 七郎君

森島 守人君 横路 節雄君

受田 新吉君 大貫 大八君

大野 幸一君 中村 時雄君

出席國務大臣

内閣總理大臣 岸 信介君

外務大臣 藤山愛一郎君

郵政大臣 植竹 春彦君

建設大臣 村上 勇君

國務大臣 赤城 宗徳君

出席政府委員

内閣官房副長官 松本 俊一君

法制局長官 林 修三君

防衛政務次官 小幡 治和君

(防衛庁参事官 加藤 陽三君)

調達庁長官 丸山 信君

外務政務次官 小林 絹治君

外務事務官 下田 武三君

(大臣官房審議官 武三君)

外務事務官 森 治樹君

(アメリカ局長 森 治樹君)

外務事務官 高橋 通敏君

(条約局長 高橋 通敏君)

郵政事務官 荒巻伊勢雄君

(大臣官房長 荒巻伊勢雄君)

建設事務官 鬼丸 勝之君

(大臣官房長 鬼丸 勝之君)

委員外の出席者

建設省地理調査 武藤 勝彦君

所長 大橋 八郎君

日本電信電話公 社總裁 佐藤 敏人君

専門員 佐藤 敏人君

四月二十七日

委員大貫大八君及び堤ツルヨ君辞任

につき、その補欠として中村時雄君

及び大野幸一君が議長の指名で委員

に選任された。

四月二十六日

日米安全保障条約改定反対に関する

請願外一件(河野密君紹介)(第二八

六二一)

同外四件(松本七郎君紹介)(第二八

六三三)

同外一件(足鹿覺君紹介)(第二九五

五五)

同(淺沼稻次郎君紹介)(第二九五六

号)

同(伊藤よし子君紹介)(第二九五七

号)

同(猪俣浩三君紹介)(第二九五八号)

同(石川次夫君紹介)(第二五九号)

同外二件(石橋政嗣君紹介)(第二九

六〇号)

同外一件(大原亨君紹介)(第二九六

一)

同外五件(片島港君紹介)(第二九六

二)

同(菊地養之輔君紹介)(第二九六三

号)

同(久保三郎君紹介)(第二九六四号)

同(栗林三郎君紹介)(第二九六五号)

同外七件(栗原俊夫君紹介)(第二九

六六)

同(黒田壽男君紹介)(第二九六七号)

同外一件(兒玉末男君紹介)(第二九

六八)

同(小松幹君紹介)(第二九六九号)

同外二件(佐藤觀次郎君紹介)(第二

九七〇)

同(志賀義雄君紹介)(第二九七一)

同外八件(志賀義雄君紹介)(第二九

七二)

同外一件(杉山元治郎君紹介)(第二

九七三)

同外一件(多賀谷眞穂君紹介)(第二

九七四)

同(永井勝次郎君紹介)(第二九七五

号)

同外一件(長谷川保君紹介)(第二九

七六)

同(日野吉夫君紹介)(第二九七七号)

同外一件(穂積七郎君紹介)(第二九

七八号)

同外四件(松本七郎君紹介)(第二九

七九号)

同(三宅正一君紹介)(第二九八〇号)

同外二件(八百板正君紹介)(第二九

八一)

同外一件(横路節雄君紹介)(第二九

八二)

同外百八十六件(横山利秋君紹介)

(第二九八三)

同外十三件(淺沼稻次郎君紹介)(第

二九九五)

同(淺谷悠蔵君紹介)(第二九九六)

同外一件(西ヶ久保重光君紹介)(第

二九九七)

同外百一十一件(石村英雄君紹介)(第

二九九八)

同外六件(上林與市郎君紹介)(第二

九九九)

同外五件(兒玉末男君紹介)(第三〇

〇〇)

同(坂本泰良君紹介)(第三〇〇一)

同外八件(鈴木茂三郎君紹介)(第三

〇〇二)

同(西村力弥君紹介)(第三〇〇三)

同外七件(松本七郎君紹介)(第三〇

〇〇四)

同(石村英雄君紹介)(第三〇〇五)

同(猪俣浩三君紹介)(第三〇〇六)

同外二件(西村力弥君紹介)(第三〇

〇〇七)

同外一件(西ヶ久保重光君紹介)(第

三〇〇八)

同(石村英雄君紹介)(第三〇〇九)

同外十件(河野密君紹介)(第三〇一

〇号)

同(大原亨君紹介)(第三〇一一)

同外三件(兒玉末男君紹介)(第三〇

一二)

同外一件(上林與市郎君紹介)(第三

〇一三)

同外一件(島上善五郎君紹介)(第三

〇一四)

同外二件(神近市子君紹介)(第三〇

一五)

同外一件(西村力弥君紹介)(第三〇

一六)

同(矢尾喜三郎君紹介)(第三〇一七

号)

同(八木昇君紹介)(第三〇一八)

同外十四件(西ヶ久保重光君紹介)

(第三〇一九)

同外十六件(石村英雄君紹介)(第三

〇二〇)

同(栗原俊夫君紹介)(第三〇二一)

同外十九件(兒玉末男君紹介)(第三

〇二二)

同外九件(東海林稔君紹介)(第三〇

二三)

同外六件(松本七郎君紹介)(第三〇

二四)

同外十一件(西村力弥君紹介)(第三

〇二五)

同外五件(八木昇君紹介)(第三〇二

六)

同外十三件(大原亨君紹介)(第三〇

二七)

同(兒玉末男君紹介)(第三〇二八)

同(東海林稔君紹介)(第三〇二九)

同(阿部五郎君紹介)(第三〇三一)

これらのものを一括して事前協議にすることは当然のことだと思えます。協議でありますから、原則としてイエスと言う場合も、ノーと言う場合もあるというところは、これは当然だと思えます。従って、そういう状況を前提として言われた場合には、われわれは、その答えるのは当然でございます。ただ、総理がたびたび言われておりますように、われわれとしてこれを拒否するという態度をとっておりますことは、また当然でございます。

○岡田委員 それでは伺いますが、藤山さんのこの速記に載っているように、防衛庁では、ふだんからそういう計画、核兵器持ち込みの計画があるわけですか。藤山さんがお話しになったことですから、あなたが答えになつて下さい。どうですか。

○藤山国務大臣 ふだんからそういう計画があるということは、私は考えておりません。

○岡田委員 それでは、「おありだろうと思う。」というのは、想像でございますか。これは間違いないでございませう。

○藤山国務大臣 そのときの状況において、どういう表現を使いましたか、わかっておりますけれども、私は、今申し上げました通り、防衛庁はふだんからそういう計画をしておるなんてことは、考えておったわけではございません。

○岡田委員 しかしあなたは、このように、ふだんからおありであろうと言っておられます。大臣は一言行を慎むことを期待いたします。

事前協議の場合に、この配置、装備の変更で特に重要なものだけが、事

前協議の対象になっている。ところが、特に重要なものという前提として、今日すでに変更が行なわれておつて、今日の現状に立って、その上で重要な変更ということの意味している。そうすると、たとえば核装備の問題とか、ミサイルの問題などについて、今日までにすでに装備が完了しておつた場合においては、あとで重要な変更を行なう必要はなくなる。それならば、何も重要な変更などという限定をする必要はないじゃないですか。こういう考え方の上に立っていると思ひます。

○藤山国務大臣 この事前協議が適用されますれば、当然その適用されません。時限において協議をいたすわけでございます。

○岡田委員 とおっしゃるのは、事前の問題にさかのぼつてですね。それでは、すでに核武装などが行なわれていて、そういう場合にさかのぼつて、事前協議をするというお話でございませう。

○藤山国務大臣 核兵器の持ち込み等は、現在行なわれておりません。従つて、われわれの事前協議の対象となつておりますものも持ち込まれておらぬのでありまして、そういう御心配はないと思ひます。

○岡田委員 それでは、一つ別な点から伺つて参りますが、アメリカの在韓大使マコノギーという人は、二月の四日に、韓国李承晩政府の担当当局の正式の公式説明要求に対して、次のように答えておられます。どのように答えているかというの、その「その条項」といふのは事前協議ですが、「その条項を挿入したのは、アメリカ軍の作戦

活動について日本の発言権を容認するの目的だったのではない。むしろ、日本の政治情勢を考慮した「政治的目的」に着目していたものである。この場合に、アメリカ軍の作戦行動というものは、明らかに交換公文にある戦闘作戦行動を含むとするならば、戦闘作戦行動についても日本の発言権を容認する、すなわち、ノーと言へる、これを目的としたものではない、日本の政治情勢を考慮した政治的な意味において事前協議の条項を入れたのだ、このようにはっきり公式の答弁をいたしておられます。これについて、藤山さん、いかがお考えですか。

○藤山国務大臣 私は米政府と交渉をいたしまして、米政府とのこの条約を締結したのであります。従いまして、今お話しのような方々が公式の声明をしたということは、私は考えられません。またそれが公式の声明と認める必要もございません。われわれは、国民の考え方も聞き、そうしてわれわれが信ずるところによつて、この条項を置いたということでございます。

○岡田委員 あなたは、考えられないとおっしゃるでしようが、マコノギー大使は、韓国に対しては、あなたの立場から言うならうそを言った、こういうことになるわけだと思ふのですが、そういう意味でございませう。

○藤山国務大臣 外国の大使がどう言つたかということ、私がここであげつたことは、適当でないと思ひます。

○岡田委員 だんだん明らかになってきますから、お待ち下さい。

事前協議については、これは当初は本文に入れるべきだということであつ

た。ところが、本文に入れるというところをやめて、交換公文に移した。交換公文では、当初日本の案では、重要なものだけに限定するというような案ではなかった。配備、装備の変更すべてを含むというように、事前協議の対象になるように言われておつた。ところが、これも最後の一月十九日の調印直前に、重要なものという言葉をことさら入れた。しかも、この解釈については、アイゼンハワー・岸共同コミニケによつて解釈だけを別につけた。そして、協議と同意ということを入れ、というわれわれ社会党の要求に対しては、共同コミニケにこの解釈があるからいいんだ、このように逃げてきた。事実上、このようにして、事前協議条項というのはだんだんしりつぽみで、見えなくなつてきた。その証拠に、岸さんに伺いますが、共同コミニケを作るときに——外務省の当初の案の共同コミニケには、事前協議の「事前」という言葉を除いてある。協議全体を入れて、第四条も含むということになつておつた。ところが、あなたが直して、「事前」という言葉を入れたのでしよう。そして、事前協議という第六条の条項だけにしたのでしよう。こういういきさつは、あなたがおりやりのことですか、どうですか。

○藤山国務大臣 今お話しのあるまじたように、事前協議の条項が、最終的に確定したのは調印直前であるということ、全然事実と違つております。私も、この条約のほぼ大筋の完成というものは、昨年の十一月にすでに決定したものであります。それだけは事実と全く違つておりますから、申し上げておきます。

○岡田委員 その答弁は、事前協議の経過をお話しになったのでしようが、私は特に共同コミニケについて岸さんに伺う。共同コミニケの原案は、「協議」という言葉で、「事前」を除いてある。これによつて第四条も拘束しようとしたのである。ところが、岸さんがことさら、共同コミニケに調印する直前になつてから、「事前」という言葉を入れた。そして第六条だけに限定するようにして、協議の条項をますます骨抜きにしていつている、こういう事実があるじゃないですか。

○岸国務大臣 事実上、全く岡田君の言われるのと違つております。先ほど来、事前協議の問題に關しては、外務大臣が申し上げたような経緯でいつております。

それから事前協議といふこの共同声明の案につきましても、私も、いわゆるこの事前協議事項といふものについてイエスが言えるか、ノーが言えるか、また、イエス、ノーについて日本の意思を尊重する、それに反した行動はしない。先ほど外務大臣がお答え申し上げましたように、この事前協議といふものの解釈を、従来日米の交渉の途上において、責任ある日本国の代表とアメリカ政府の代表との間において、解釈上の意見が一致しておる。その点を、共同声明の上において明らかにするといふことを私は考えたわけでありまして、今お話しのような事態とは、事実が違つておるといふことだけを明瞭に申し上げておきます。

○岡田委員 それでは、その点、またあとからずっと回つて参ります。

そこで、この前からの御答弁を伺つておると、アメリカの第七艦隊は在日

米軍ではないということを盛んに言われておりますが、それはほんとうでございませうか。

○赤城國務大臣 在日米軍ということではありません。

○岡田委員 いつからでございますか。

○赤城國務大臣 初めからでございます。

○岡田委員 初めからというのは、現行安保条約のできたときからですか。

○赤城國務大臣 安保条約ができてからだと思います。在日米軍というような観念は、安保条約ができてからですから、そのときからでございます。

○岡田委員 それでは伺いますが、これは外務省の発表した——外務省情報局昭和三十年八月、この九十五ページに、「在日米軍兵力の変遷」、この中に、(2)朝鮮動乱発生時、一九五〇年六月二十五日、このときにおける在日米軍の兵力の中に、(ウ)として「米第七艦隊」、(3)朝鮮休戦協定調印時、この中に、(ウ)として「米第七艦隊」、(4)現

状、昭和三十年当時、(ウ)として「第七艦隊」、(5)今後の予想、(ウ)として「米第七艦隊」、全部在日米軍に書いてある。外務省は間違ひですか。これはどうなんですか。はっきりして下さい。

○藤山國務大臣 今防衛庁長官の答弁された通りであると思ひます。

○岡田委員 それじゃ藤山さんは、これは間違ひだということをお認めになるのですか。間違ひですね。はっきりおっしゃいよ。間違ひだというなら間違ひだとおっしゃい。間違ひだと言ったらいけないですか。書いてあるじゃないですか。

○藤山國務大臣 おそらく在日米軍と

いうものの観念の問題だと思ひます。従ひまして、そういうような表現を用いた場合があるかと思ひますが、そのこと自身が、防衛庁長官の言われたものと、全然同じ見地に立つておられるということではないと思ひます。

○岡田委員 不謹慎なことを言わないで下さい。あなたの方の文書で、「在日米軍」と書いてあるじゃないですか。同じようなものであらうと思ひとは、何ですか。これは取り消すなら取り消さないさいよ。一般に公開されておるのじゃありませんか。特別資料として一般に出しておるんじゃないですか。これはどういふのですか。外務省情報局と、はっきり出しておるじゃありませんか。在日米軍ではないのですか。ど

うなんですか。今後の予想として在日米軍であるというふうには、はっきり言っておるじゃありませんか。

○藤山國務大臣 在日米軍という考え方につきまして、条約局長から答弁をいたさします。

○岡田委員 だめです。私の言つておるの、解釈の問題ではない。この本に書いてあるじゃないですか。この本はどうなんですか。「在日米軍兵力の変遷」と書いてあるじゃないですか。しかもあなたは——私は時間がなから説明を略したのだが、この中には、地上軍がだんだん減つておる数字まで

はつきり出しておる。アメリカの在日米軍は、陸軍の方でどんどん減らされておることが書いてある。減らされておることが書いてあるのに、アメリカの第七艦隊だけは、そのまま書いてあれば、在日米軍に違ひはないじゃないですか。はつきりしておるじゃないですか。

○藤山國務大臣 日本におりますアメリカの兵力というような、總括的の意味において私は書いたと思ひます。また、そういう実情のもとに解釈をしていくのが適當だと思ひます。

なお、それらについては条約局長から御説明をいたさします。

○高橋(通)政府委員 ただいま御指摘の点は、在日米軍という観念と申しますか、概念の問題だと考えます。すなわち、この条約全体を通じて、在日米軍がどういふものであるという概念規定はないのでございます。その情報部の三十年云々も、これはどういふものを在日米軍と見るかによつて考えられるべきものであり、また、在日米軍はこうでなければならぬという厳格な概念規定のもとに、そのような兵力の編成をそこでうたつた、そういうものではないかと考えております。すなわち、その場合は、やはり日本の基地、日本の施設・区域を使用する軍隊というような意味合いではなからうかと考えております。いづれにしましても、この条約におきまして、今、在日米軍とございますが、これは条約第六

条の実施に關する交換公文、すなわち、事前協議の交換公文で、日本国に配置された軍隊、これが在日米軍という一つの概念でございます。それからもう一つ、第六条の本文にござい

ます日本の施設・区域を使用する、すなわち、日本の領海、領域の中に入つてこれを使用する軍隊、こういう意味合いの在日米軍もあるわけでございます。

○岡田委員 だから、なおさらはつきりするじゃないですか、高橋さん。藤山さん、聞いておきなさいよ。なおさらはつきりする。日本の基地を使用する

軍隊というなら、横須賀の基地を使用している第七艦隊は、当然在日米軍じゃないですか。はつきりしているじゃないですか、あなた。違ひのですか。そうでしょ。

○高橋(通)政府委員 ですから、そういう意味合いにおける在日米軍というのがあるわけでございます。そういう意味合いの、そういう概念、まずそういうのを一つ在日米軍ということにして呼ぶ場合に、それが一つ在日米軍といわれる。それから、第六条の「合衆國軍隊の日本国への配置」、そこで日本に配置されたという軍隊があるわけでございます。そういう場合の在日米軍もあるわけでございます。

○岡田委員 それじゃ、藤山外務大臣に伺いますが、そういう意味の在日米軍があるわけだとおっしゃるのだから、横須賀という基地を使つてゐる第七艦隊というのは、在日米軍というこ

とになりましよう。そうでしょ。第七艦隊は横須賀の基地を使わないので

すか。——具体的に伺いましよう。それで、もう一度伺ひますが、藤山さん、横須賀という基地を使つてゐる限りにおいて、第七艦隊は、第六条に基づく米軍である、そういうことは言える

じゃないですか。そうじゃないですか。そうでしょ。

○高橋(通)政府委員 ですから、一時寄港という意味において——一時寄港し、使用しているという米國軍隊が日本にある、これは否定できないこと

でございます。しかし、本来的に考えますれば、第六条の「合衆國軍隊の日本国への配置」、この配置された軍隊とい

うのが在日米軍である。そうすると、以外に何も無いのかと言へば、そうい

う以外に、使用するということは第六

条に認められておりますから、そういう可能性もある、こういうことでござ

います。

○岡田委員 ですから、第七艦隊は、横須賀に寄港したときには、明らかに、いわゆる第六条の適用を受けるでし

よう。そうじゃないですか。そうでしょ。

○高橋(通)政府委員 もちろん、そういう意味合いで地位協定の適用も受けるわけですね。しかし、ですからそれを在日米軍と、通常われわれは……

○岡田委員 そう言わなくても、第六

条の適用を受けるでし

○高橋(通)政府委員 適用を受けますし、受ける軍隊でございます。

○岡田委員 それでは、横須賀に入つた場合に、適用を受けるということは今明らかにされました。しかも、横須賀というのは第七艦隊の母港でありま

す。しかもこれは、防衛庁関係に聞い

てもはつきりしておりますが、外務省でもわかるはずだが、在日米軍の海軍の乗組員、米海軍の家族は、非常に多

くの数が湘南地帯に生活してゐる。湘南地帯にゐるでし

よう。どうです。外務省はわかるでし

よう。アメリカ局の人、わかるでし

よう。

○森政府委員 日本に居住してあります米國軍隊構成員の家族は、日本に配置された軍の構成員の家族でござい

まして、日本に配置された軍隊でない軍の構成員の家族は、日本には任んでおりません。

○岡田委員 はつきり伺ひます。森さん、もう一度伺ひます。今の言ひ回しは非常に抽象的なんですが、私の伺つたのは、第七艦隊の乗組員の家族は、湘

南地帯にゐるでし

よう。どうです。外務省はわかるでし

よう。アメリカ局の人、わかるでし

よう。

○森政府委員 日本に居住してあります米國軍隊構成員の家族は、日本に配置された軍の構成員の家族でござい

まして、日本に配置された軍隊でない軍の構成員の家族は、日本には任んでおりません。

○岡田委員 はつきり伺ひます。森さん、もう一度伺ひます。今の言ひ回しは非常に抽象的なんですが、私の伺つたのは、第七艦隊の乗組員の家族は、湘

南地帯にゐるでし

よう。どうです。外務省はわかるでし

よう。アメリカ局の人、わかるでし

よう。

南地帯に生活しているのがたくさんいるでしょう。いいですか。

○森政府委員 ただいま条約局長からお答えいたしましたように、第七艦隊というのは、日本に配置された部隊じゃございませんで、その家族は、日本には住んでおりません。

○岡田委員 それでは具体的に伺いましょう。第七艦隊の中の軍艦のヘレナ、トレド、ロスアンゼルス、ハンコック、レキシントン、シャングリラ、これらの家族は南地帯に住んでいるでしょう。どうです。

○森政府委員 ただいま申し上げましたように、家族が住んでおるのは、日本に配置された部隊の家族でございまして、日本に配置されていない軍隊の構成員の家族は住んでおりません。

○岡田委員 私の伺っているのは、そんな答弁じゃ困る。具体的に、シャングリラ、レキシントン、ヘレナその他、先ほど申し上げた乗組員の家族が生活しているでしよう、私は伺っているのです。あなたは、第七艦隊だけを考えているからそう言う。これらの家族は生活しているでしようと同じっているのです。生活しているでしよう。どうです。

○森政府委員 私どもの承知している限りでは、生活いたしておりません。

○岡田委員 外務省は、そういうことまで調査していないし、そういうこともわからないのです。それじゃ、この点は調査して、あとで御報告をお願いします。

○岡田委員 それではあとで伺いますが、第七艦隊の中の艦船で、米艦船が横須賀に寄港した場合に在日米軍になる、この点ははっきり先ほど答弁をされ

た。ところが、これらの戦艦、たとえばヘレナ……（発言する者あり）そう言っているじゃないですか。高橋条約局長は言っているじゃないか。

○小澤委員 静粛に願います。

○岡田委員 ヤジる間、やらないよ。言っているじゃないか。そうでございまして条約局長が言ったじゃないか。

○小澤委員 静粛に願います。

○岡田委員 先ほど高橋条約局長は、はつきり、日本に寄港する限りは在日米軍であると答えている。それははつきり答えている。答えたのに対して……

○小澤委員 静粛に願います。

○岡田委員 先ほど高橋条約局長は、はつきりしないようです。在日米軍というのは、編成上日本におる在日米軍の指揮下にあるものを、

私どもは在日米軍と、こう言っておるのではありません。第七艦隊は、日本に駐留しておるアメリカ軍の指揮下にありませんから、在日米軍には入りません。しかしながら、基地を使用する、横須賀港を使用することがありますから、ここに入港したような場合には、この基地を使用することにおきまして第六条の適用を受けます、そういうことで御了解願いたいと思います。

○岡田委員 よくわかりました。一応そういう答弁にしておきましょう。私は、第七艦隊が事実上在日米軍、これは外務省の本に書いてある通りだと解釈しているのだが、まあ一応あなたのおっしゃる通りに、第七艦隊の中で、たとえば、旗艦ヘレナですか、ヘレナが横須賀に寄港した——これは再三寄港しておりますね。寄港しておるような場合には第六条の適用を受ける、こういうことになりますね。それはいいのです。

○赤城國務大臣 その通りでございします。

○岡田委員 それでは伺いますが、ヘレナが核武装しておった場合には、当然、入港する以前に事前協議の対象になります。

○赤城國務大臣 この条約が批准されますならば、当然、今お話しのように、入港する前に、核武装してくるというのでありますならば、事前協議によって可否をきめなくちゃなりません。

○岡田委員 それでは、……（発言する者あり）新条約を審議しているんだ。だから、ヘレナの問題について、ヘレナには核武装が行なわれているということは、これは常識ですね。当然

そうでしょう。そればかりじゃなく、これはやはり外務省の、昭和三十三年八月一日、「米海軍艦艇のミサイル装備状況一覧表」、アメリカ局安全保障課の発表したものです。この中にヘレナが書いてある。ヘレナはレギュラスI号、これを使うことになっている。

レギュラスI号は核武装専用である、核弾頭を使うことが専用である。この点については、資料もはつきり書いてある。ミサイル・アンド・ロケット誌の七月十四日号、アメリカ国防省の発表の誘導弾に関するフアクト・シート、ジェーン海軍年鑑、これらによって明らかにこのように書いてある。そうしたら、この前、加藤防衛局長は、運搬兵器を含むと言っている。とするならば、ヘレナは明らかに核武装であるというところは、外務省が立証している。

外務省が立証しているヘレナが、母港である横須賀港に入港した場合には、当然、その前に事前協議を行なわなければならないと思うが、これはどうですか。

○赤城國務大臣 お話のレギュラスは、核武装もできるし、核武装をしないでもいい、両用というように私どもは聞いております。それから核武装は、第七艦隊はできることになっていて、現実には、核武装をしているかしていないかというところは、それとは別でございします。でありますから、この事前協議といたしまして、核武装をして入港する場合には、これは当然事前協議の主題となる、こういうことではございません。

○岡田委員 今の御答弁では、加藤防衛局長の答弁とは違うんじゃないですか。この前の答弁によると、核兵器の

運搬兵器も含むと答弁した。レギュラスI号をあなたは両用であると言うのですが、レギュラスの何号を言っているのですか。レギュラスのI号というのは、核兵器以外に使えません。両用であるなどという、いいかげんなことをおっしゃるな。はつきりおっしゃいよ。しかも、核兵器を積まないで、運搬兵器のレギュラスというもののだけ持ち込んだ場合にも、明らかに加藤防衛局長は、これも事前協議の対象になると、飛鳥田君にこの間答弁したばかりじゃないですか。どうなんですか。はつきりしているじゃないですか。

○加藤（陽）政府委員 岡田委員は、レギュラスI号は核兵器専用だとおっしゃいますが、レギュラスはI型とII型とございします。II型の方は、私どもは核兵器専用だと承知しております。I型は核、非核両用だというふうに承知しております。

○岡田委員 加藤防衛局長の答弁は足りません。運搬兵器はどうなんですか。事前協議の対象になると答弁したじゃないですか。

○加藤（陽）政府委員 この前、飛鳥田委員に御答弁いたしました通り、核兵器専用のものは、運搬用具といえども事前協議の対象になる、こう申し上げております。

○岡田委員 ミサイル兵器、運搬兵器というものの、あなたはこの前、事前協議の対象になると言っているじゃないですか。私は、この点を言っている時間なくなってしまうので進みますが、私は委員長に希望いたします。私たちはこういう実例を見て、第七艦隊の母港である横須賀の基地、それから先ほど問題になりました、

第七艦隊の中に組み入れられている軍艦、あるいは湘南地方にいる第七艦隊の乗組員、これらの人々について、核兵器を持ち込んでいくかどうかについて国政調査をする必要があると思う。私は、委員会が正式に議決をしていただいて、核装備をしていくかどうかについて、核政調査に派遣されることを、動議としてあらためて希望いたします。

○小澤委員長 岡田君に申し上げますが、この問題は、後日理事会を開いておきめになるというのですから、あとで、それに基づいてまた質問を続行いたします。

○岡田委員 それでは、理事会を開いておきめになるというのですから、あとで、それに基づいてまた質問を続行いたします。

事前協議の問題で、もう少し進めて参りますが、事前協議を行なう場合に、戦闘作戦行動の基地として、第六條に基づいて使用する。この場合には事前協議を行なう。こういうことは交換公文に明確になっておりますが、これは当然だと思ひます。そこで私の伺いたいのは、この事前協議のうち、戦闘作戦行動を行なう場合には、第六條における米軍の行動というものは、昨日の質問で、情文局の解説という書類で明らかにいたしましたように、国連として行動をとる場合、それからアメリカの自衛権の行使としてとる場合、この二つの場合があると思う。この二つとも事前協議の対象になる、戦闘作戦行動の場合には、こう解釈してよろしゅうございませうか。

○藤山國務大臣 その通りでございませう。

○岡田委員 それでは、国連の行動として戦闘作戦行動のために基地を使う、この場合に、事前協議で、ノーと言えないか。なぜノーと言えないかと言えないか。という、国連に協力をする、国連憲章の決定に従うというのを言われておる限りにおいて、日本の政府の方針としてはノーと言えないわけですか。このように言うが、私は今度は、極東条項があつての話をしておる。極東条項があつて戦闘作戦行動をやる場合、事前協議でこれはノーと言えないでしよう。

う、この場合に、事前協議で、ノーと言ふことはできないじゃないか。なぜノーと言ふことが言えないか。という、国連に協力をする、国連憲章の決定に従うというのを言われておる限りにおいて、日本の政府の方針としてはノーと言えないわけですか。このように言うが、私は今度は、極東条項があつての話をしておる。極東条項があつて戦闘作戦行動をやる場合、事前協議でこれはノーと言えないでしよう。

○藤山國務大臣 国連に対して協力することは、これは当然のことだと思ひます。しかし、国連に対して協力するからといって、それでは、戦闘作戦行動の事前協議に全然ノーと言えないか、そういうことはございませう。

○岡田委員 ノーと言ふのだという、それじゃ具体的にどうなりませうか。国連に協力しないというのですか。〔抽象的だ〕と呼ぶ者あり。抽象的じゃないかと言ふから言ひますよ。国連の決議があつて、それに基づいて戦闘作戦行動をとる。その場合に、事前協議で日本がノーと言ふ場合がありませうか。きのうは、私のノーと言ふ場合云々について岸総理の答へたのは、極東条項を入れるか入れないかについて、私は質問した。

〔発言する者多し〕

○小澤委員長 静粛に願ひます。

○岡田委員 私は、岸さんの言われるように、きょうの質問は、極東条項を入れて戦闘作戦行動をとる場合、日本は事前協議でノーと言えないでしよう。言つたらどうなりますか。

○赤城國務大臣 国連の決議、あるいは国連の趣旨に日本でも従ふことは当然であります。ただ、事前協議は、そういう国連の趣旨には従ふが、日本の基地を使う場合、これはイエスともノーとも言ふ場合であります。そういう国連の全体の趣旨に従ふと同時に、その中で、日本の基地を使って戦闘作戦行動に出る場合には、これは事前協議の対象になりますから、ノーと言ふ場合もありません。

○岡田委員 それじゃ、赤城長官に伺ひますが、ノーと言つた場合には、基地の提供に基づく国連の協力をしない、こういう意味ですね。

〔発言する者多し〕

○小澤委員長 静粛に願ひます。

○赤城國務大臣 お話であります。国連の趣旨は戦争をしないという趣旨が第一、侵略をしないという趣旨が第二、でありますから、五十一條の自衛権として出る場合には、侵略があつた場合に自衛権の行使を妨げないということが、五十一條の趣旨であります。でありますから、侵略がなければ、五十一條の自衛権の発動ということはないわけでありませう。それによつて発動した場合においても、日本の基地を使って戦闘作戦行動に出るという場合には、これは事前協議の対象になりますから、決して国連の決議あるいは趣旨と相反しないわけでありませう。

○岡田委員 赤城さんの答へは全然勘違いです。私は、アメリカの自衛権の行使について聞いていないのです。私の言つてゐるのは、国連の決議に基づく行動を聞いてゐる。だから、あなたに出ない方がいいのです、今外務大臣に聞いてゐるのだから。国連の決議に

基づいて行動する場合と、自衛権の行使による場合と……

〔発言する者多し〕

○小澤委員長 静粛に願ひます。

○岡田委員 二つの場合があるということ、外務省の本では区別してゐる。私の今聞いてゐるのは、あなたの言つた自衛権の行使ではなくて、国連の行動の場合にはどうですかと聞いてゐる。だから、自衛権の説明では、これは説明ができない。国連の決議に基づいた場合においては、ノーと言えないでしようと言つてゐる。はつきりしてゐる。

〔発言する者多し〕

○小澤委員長 静粛に願ひます。

○藤山國務大臣 国連の安保理事会もしくは総会等において決議ができません。そうして警察軍なり、あるいはいゝわゆる国連軍なり、そういうものが編成される。そのときに、メンバー・ステイツというものは、その決議の趣旨に賛成して協力しなければならぬことは、むろんでございませう。ただし、その国の事情によつては、軍隊を直接出さないところもございませう。軍隊を出さないからといって、必ずしもそれが、国連の協力にならないということではございませう。その国のそのときのいろいろな事情であります。従いまして、日本の基地を使うのが適当であるかどうかというところは、それによつて、日本がノーと言ひました場合でも、国連協力という大きな線に反してゐるわけではございませう。

○岡田委員 それでは、赤城さんもさつき答へてゐるが、自衛権行使の場合で戦闘作戦行動をやる、その場合には、事前協議においてイエスもノーも

言えるわけですね。これは当然言えるんですね。藤山さん、そうでしょう。〔日本の基地を使う場合に限るのだ〕と呼び、その他発言する者あり。わかつてゐるじゃないか。その問題をやってゐるのだよ。それ以外に質問なんかやらない。

○藤山國務大臣 日本の基地を使ひます場合には、事前協議の対象になります。従つて、事前協議でありますから、イエスもノーも言えるわけでございます。

○岡田委員 自衛権の行使の場合には、戦闘作戦行動の場合ですね。この場合には、日本の基地を使う場合に事前協議を行なう。その場合に、自衛権の行使でイエスでもノーでも言える。これは岸さん、間違ひないですか。

○岸國務大臣 先ほど来、また昨日もお答え申し上げた通り、すべて日本の基地を使って米軍が戦闘作戦行動に出る場合におきましては、その理由が、国連の議決に基づく場合であらうが、自衛権の発動の場合であらうが、すべて事前協議の対象となるわけでありませう。

○岡田委員 その場合のアメリカの自衛権というのは、きのう御答へ通り、明らかに憲章五十一條の自衛権ですね。これは一つはつきりお答え願ひます。

○岸國務大臣 自衛権の発動というのは、憲章五十一條以外には私はないと思ひます。

○岡田委員 それでは、アメリカの自衛権は憲章五十一條の適用に基づいて、事前協議においてノーと言へる。そこで総理大臣、伺ひますが、これでもう、はつきりこれが誤りであるということは明らかだ。第七條をごらん

言えるわけですね。これは当然言えるんですね。藤山さん、そうでしょう。〔日本の基地を使う場合に限るのだ〕と呼び、その他発言する者あり。わかつてゐるじゃないか。その問題をやってゐるのだよ。それ以外に質問なんかやらない。

○藤山國務大臣 日本の基地を使ひます場合には、事前協議の対象になります。従つて、事前協議でありますから、イエスもノーも言えるわけでございます。

○岡田委員 自衛権の行使の場合には、戦闘作戦行動の場合ですね。この場合には、日本の基地を使う場合に事前協議を行なう。その場合に、自衛権の行使でイエスでもノーでも言える。これは岸さん、間違ひないですか。

○岸國務大臣 先ほど来、また昨日もお答え申し上げた通り、すべて日本の基地を使って米軍が戦闘作戦行動に出る場合におきましては、その理由が、国連の議決に基づく場合であらうが、自衛権の発動の場合であらうが、すべて事前協議の対象となるわけでありませう。

○岡田委員 その場合のアメリカの自衛権というのは、きのう御答へ通り、明らかに憲章五十一條の自衛権ですね。これは一つはつきりお答え願ひます。

○岸國務大臣 自衛権の発動というのは、憲章五十一條以外には私はないと思ひます。

○岡田委員 それでは、アメリカの自衛権は憲章五十一條の適用に基づいて、事前協議においてノーと言へる。そこで総理大臣、伺ひますが、これでもう、はつきりこれが誤りであるということは明らかだ。第七條をごらん

言えるわけですね。これは当然言えるんですね。藤山さん、そうでしょう。〔日本の基地を使う場合に限るのだ〕と呼び、その他発言する者あり。わかつてゐるじゃないか。その問題をやってゐるのだよ。それ以外に質問なんかやらない。

○藤山國務大臣 日本の基地を使ひます場合には、事前協議の対象になります。従つて、事前協議でありますから、イエスもノーも言えるわけでございます。

○岡田委員 自衛権の行使の場合には、戦闘作戦行動の場合ですね。この場合には、日本の基地を使う場合に事前協議を行なう。その場合に、自衛権の行使でイエスでもノーでも言える。これは岸さん、間違ひないですか。

さい。第七条に、「この条約は、国際連合憲章に基づく締約国の権利及び義務又は国際の平和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、どのような影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解釈してはならない。」すなわち、今総理が答弁されたように、アメリカの自衛権の行使というものは、国連憲章五十一条に基づく締約国の権利である。このアメリカの自衛権にこの条約はどのような影響を及ぼすものでもない、及ぼすものと解釈してもならない。従って、事前協議ではノーと言えないということじゃないですか。もしノーと言ったら、第七条違反じゃないですか。どうなんですか。第七条違反になるんじゃないですか。

〔発言する者多し〕

○小澤委員長 静粛に願います。

○岡田委員 明らかに第七条違反だ。もしノーと言った場合には、第七条違反じゃないと言えませんか。総理、はっきりしているじゃないか。

○岸田外務大臣 自衛権を行使してはならないとか、あるいは自衛権を否定するというようなことをきめておるわけではございませんで、自衛権の行使について、今両国の間における事前協議の条項というものを、両国の合意においてきめておるということ、ちっとも差しつかえないことであります。

○岡田委員 そんな、答弁にはなりません。事前協議というものは、先ほど藤山さんが答えたように、事前協議でノーと言ふことは、相手国を拘束するということ。そうしたら、アメリカの自衛権の行使というものを、ノーと言ふことによって妨げるわけでしょう。そういうことになるでしょう。妨

げることについては、解釈を、第七条は、どのような影響を及ぼしてもならないということ、言っているではないですか。明らかに第七条に違反しているではありませんか。どうですか。はっきりしているではありませんか。

〔発言する者多し〕

○小澤委員長 静粛に願います。

○岡田委員 両国が承認しているだけに、これを日本の国も認めていることになるではないですか。はっきりしているではないですか。事前協議ではノーと言えないではないですか。言えますか。もしノーと言ったら第七条違反です。もっと詳しく解釈しなさい。

○岸田外務大臣 先ほど来申し上げておる通り、私も、それは解釈しております。今私が申し上げたように、すべて、この安保条約の新しい条約は、国連憲章の精神なり条章を、われわれは順守するということを前提としております。しこうして、両国のこの合意によって、これを運営する上において、いろいろ両方が最も適当な方法においてこれを運用するという合意が成立しておるわけでありまして、少しもこれによってそういう、今岡田君の心配されるようなことはないのでありまして、われわれは、あくまでもこの作戦行動の全体においては、事前協議の対象になるということ、両国が合意しておるわけでございますから、ちっとも差しつかえないと考えております。

○岡田委員 それでは、具体的に伺いましう。第七条に書いてある国連憲章に基づく締約国の権利、これはアメリカの自衛権、五十一条の自衛権の権利を含みますでしよう。この解釈では

そうでしょう。総理大臣、そうでしょう。そうではないのですか。

○岸田外務大臣 含むことは当然であります。

○岡田委員 そうしたら、第六条の交換公文で、日本が、アメリカの自衛権の発動することに対してノーと言った。ノーと言ったということは、これは藤山さん言いましたね、ノーと言ふことは相手国を拘束すると答弁しましたね、そうでしょう。

○藤山外務大臣 ノーと言いますことは、アメリカの自衛権を否定するものではございません。ただ、自衛権の発動の方法を、どここの基地を使うとか、どういふことがどうだということとは、条約にはあれししているわけですから、そういうことでございます。

○岡田委員 それでは、あなたの答弁によると、自衛権を否定したものでないから、アメリカがそれによって出動してもいいということですね。

○藤山外務大臣 全くそれは論理の飛躍でございます。私はそういうことを言っておりません。今お話しのように、国連憲章によるアメリカの自衛権を否定する、それは国連憲章違反ではないかということでございますから、国連憲章によるアメリカの自衛権を、ノーと言ったからといって、否定したわけではございません。ただ、日本の基地を使うかどうかという、その自衛権発動の方法論に対してわれわれが見を言うわけでありまして、決してアメリカの、国連憲章における自衛権をのものを、事前協議でノーと言ったからといって、否定するものではございません。

○岡田委員 藤山外務大臣に伺います

が、事前協議によってノーと言った場合に相手方を拘束する、アメリカの自衛権の行使を妨げるということになるのでしょうか。そうではないのですか。

○藤山外務大臣 日本の基地を使うことが適当でないということを言うわけでありまして、アメリカの自衛権の行使について、特に妨げておるわけではございません。

○岡田委員 私の伺っておるのは、第六条の事前協議を伺っておる。基地を使わない場合なんかについては聞いておりません。私の言っているのは、第六条の交換公文で事前協議をやる場合には、日本の基地を使って戦闘作戦行動をやる、これに対してイエスかノーかということ、事前協議できる、この事前協議の場合に、戦闘作戦行動についてはノーと言ふ場合には、アメリカの自衛権の行使を妨げるわけでしょう、違ふのですか。

○藤山外務大臣 両国が合意の上でそういう約束をしておりますから、別段差しつかえはございません。

○岡田委員 それは差しつかえあるなしの問題ではない。行使ができないことになるでしょうということ、伺っておる。そうでしょう。

○藤山外務大臣 行使のできないことには、アメリカの自衛権を行使しないことにはならないわけでございます。どこからでも行使はできると思うのです。

○岡田委員 第六条で聞いているんですよ。こういういかにげんな答弁をしたってだめですよ。第六条の交換公文を言っている。第六条の交換公文では、日本以外の基地を使うなどということについて書いてない。書いてあり

ますか、書いてないでしょう。

〔発言する者あり〕

○小澤委員長 静粛に願います。

○岡田委員 私は、第六条の交換公文で、日本の基地を使う場合に、事前協議でイエスとノーと言え、ノーと言った場合には、アメリカの自衛権行使に対してノーと言ったのでしようと言っているんです。そうでしょう。

○藤山外務大臣 自衛権の行使に対してノーと言ったのは、自衛権の行使の方法について、あらかじめ、そういう場合には、こういうことが起こり得るということを合意しておるものでありまして、従って、決してそれはアメリカのそのときにおける自衛権行使を妨げておりません。もし、私の説明でおわかりにくかったら、条約局長から精細に御説明をいたさせます。

○岡田委員 第六条の交換公文は、基地として使う場合、その場合に、基地として使うということについてノーと言ふのでしよう。ノーと言え、その行使はできないじゃないですか、はっきりしているじゃないですか。日本の基地から自衛権を行使することはできないじゃないですか、そうでしょう。

○藤山外務大臣 アメリカが自衛権を行使する方法の一つとして、日本の基地を使うというものは、これはノーと言ふことができないのはあたりまえでございます。しかし、そのこと自体が、先ほどからお話のような国連憲章によるアメリカの自衛権を否定しておるものではございません。

○岡田委員 いいですか。今答弁されたように、第六条においては、日本の

基地を使ってアメリカの自衛権を行使することは、ノーと言った場合に行使できない。これははっきりしている。そうしたら、第七條に書いてある、アメリカが日本の基地から自衛権の行使をしようという場合に、この行使を妨げることになる。第七條の規定に反することになる。『及ばずものと解釈してはならない』と、はっきりしているじゃないですか。これは明らかに第七條違反じゃないですか。明らかにそうじゃないですか、そうじゃないという解釈ができますか。いいですか、この安保条約というのは、ほかの基地を使うことの規定なんかしているんじゃないです。日本の国内の問題に限定してこれは条約になっている。その条約の中で、日本の領域の中でアメリカが自衛権を行使する権利は、第七條で明らかに影響を及ぼさないと書いてある。事前協議においては、ノーと言ったならば第七條の違反になる。これははっきりしているじゃないか。(「ならないよ」と呼ぶ者あり)なぜ、違反にならないかはっきりしているじゃないか。

○藤山国務大臣 私どもは、残念ながら、岡田委員の解釈は適当だと思いません。その詳細につきましては、条約局長から御説明をいたさします。

○小澤委員長 この際、松本七郎君から関連質疑の申し出があります。これを許します。松本七郎君。

○松本(七)委員 外務大臣に、アメリカとの交渉過程、特に事前協議についての交渉過程、それからアメリカと中国と結んである米華条約あるいは米比条約、そういうものと対比してみると、今の外務大臣の言われるような形式論理では、われわれはどうい納得

しないわけなんです。そこで、今、岡田君がこの問題を法的に問題を展開したわけなんです。実際問題として、基地を六条によってアメリカ軍が使いたい、こういう場合に協議する。日本側がこれをノーと言った場合に、アメリカは国連憲章に基づくとこの自分の自衛権を完全に行使するために、ぜひ日本の基地を使わなければならぬ、こういう情勢に迫られておるといいます。それであるにかかわらず、日本政府は、米軍が日本の基地を使うことについてい返事をしない、こうなった場合に、アメリカが、いや、もしもこれを日本が拒否するならば、自分は国連憲章五十一條によるところの自衛権の行使が完全にできない、従って、第七條には、ちゃんと、この条約は国連憲章に基づく締約国の権利には何ら影響を及ぼすものではない、こう明記してあるのであるから、おれの方としては、第七條の規定に基づいて国連憲章による自衛権の完全な行使を要求する権利があるのだ、こう出てきた場合に、はたして、日本政府としてそれを突っぱねて、あくまでも拒否できるだけの根拠がここから出てくるかという点が問題の中心になると思う。なぜ、こういう無理なことになってくるかと申しますと、この第七條の規定と事前協議というものにそもそも無理がある。というのは、この七條の規定は、この米比条約を見ましても、米比条約では、第六條にそっくりそのまま同じ文句がある。それから、米華相互防衛条約を見ますと、第八條に、そっくり同じ文句が出ておるのでございます。こういうふうに、他の国とアメリカとの防衛条約では、御承知のように事前

協議条項というのがないのです。そこで、このような国連憲章の権利云々をはっきりしたつても、何ら矛盾するところがないわけですけれども、たまたま日本政府では、この事前協議で拒否できるという点を、はっきりさせる意図を持って、この事前協議と

いうものを交換公文で加え、そのことが、はからずも、事前協議がなければ何ら問題にならない第七條と完全に矛盾する面がここに明らかになっておるわけなのです。その点をもう少しはっきりしておかなければ、私がさっき指摘したような立場をとって、アメリカが日本の基地の使用を要求してきた場合に非常な不安が生ずる。この点を明らかにして下さい。

○藤山国務大臣 先ほど来、私もはっきり御説明を申し上げておりますけれども、おわかりにならぬようでありまして、条約局長から答弁をいたさします。

○高橋(通)政府委員 先ほどの点は、私の申し上げた通りでございますので、私から蛇足ですが、補足をさせていただきます。と申しますのは、第七條に基づいて国連憲章に基づく締約国の権利義務、この権利には、なるほど御指摘のように五十一條の権利が含まれていると考えます。しかし、この五十一條の権利は、そういう自衛権であるからといって、これは無制限に、絶対的に、いっとういう場合でも完全にこれを行使してよいというものではなくて、やはり国際法上の自衛権でございます。従いまして、この自衛権を、他国の主権や管轄権や、それを無視してこれを行使してよいというものではない。すなわち、日本の主権下にある

施設・区域からこれが行使されるといふ場合でございますから、その場合は、当然日本の主権管轄下にある、われわれはその権能として、この協議条項でノーと言ふことができる。しかし、それは、そういうことを言ったところで、この第七條の権利義務に影響を及ぼしたというところは絶対にないと考えます。たとえば、ある国が自衛権を行使して、武力をもって攻撃を排除するためにある第三国の領域を通過させてくれ、こう言ってきた場合に、この第三国がノーと言った場合——これは当然言えると思うのです。そのノーと言ふのが、この国連憲章に基づく権利義務に影響を及ぼしたのだ、だからノーと言えないのだ、常に自分のところは五十一條の集約的または個別的自衛権だから、お前の国を通過させてくれと言った場合に、これは通過させなければならぬという義務があるというふうには考えられません。

○岡田委員 それは高橋さん、第三国がという場合には、これは、この条約の適用を受けないわけですか。これは全然別な話であります。第三国の例を、これは全然間違った話です。少なくとも、五十一條の集約自衛権というものが、第七條にある締約国の権利の中に含まれている、このことは事実である。しかも、私が申し上げているように日本の側としては、日本の基地を使う場合には、事前協議でノーと言った場合に、ノーと言ふことが相手国を法的に拘束するわけですね。そうでしょ。さっきからそういう答弁をされていますが、そうでしょう。

○高橋(通)政府委員 自衛権でございますから、この自衛権というものは、アメリカの国が享有している。アメリカが権利主体でございます。そして、ただいま申し上げております通り、その自衛権の行使の一態様として、すなわち、自衛権によって根拠づけられる行動の一つとして、日本の基地を使用して出撃するということがございまして、しかし、それができないからといって、それによってアメリカの自衛権を全然完全に否定したものではありません。アメリカが自衛権を持ち、アメリカが自衛権の主体であり、その行使はできるわけでございます。ただ、日本の基地からやる場合には、そもそも基地を貸与するということとは、日本の主権的な行為でございます。その基地を貸与するわけでございまして、その貸与した場合に、その使用の態様はこうであるということを双方が合意するということとは、これは当然できることとさせていただきます。これによって五十一條のこれに違反して制限をしたというふうには、とうてい考えられないと考えております。

○岡田委員 ですから、あなたの御答弁は、先ほどの藤山さんと同じような説明で、アメリカの自衛権の行使というものが、事前協議においてノーと言ふば行使ができなくなる。できなくなるといっても、アメリカの自衛権は行使できなくなったということを必ずしも意味しない。というのは、この安保条約以外の、たとえば具体的に言えば、台湾なら台湾の基地を使って自衛権の行使をするということもあるんだからいいんだ、こういうお話です。ところが、第七條に明文上明らかにしている

限りにおいては、第七條は、明らかに安保条約それ自体を拘束する規定なんですね。それ以外の台湾のことや、韓国のことを書いてあるものではないのですね、そうでしょう。この条約の第七條にある限りは、当然アメリカの自衛権が日本においても行使できることに書いてあるわけですか。そうでしょう、そうじゃないのですか。日本においてのことを書いてないと言っているのですか。

〔発言する者多し〕

○小澤委員長 静肅に願います。

○岡田委員 台湾、韓国のことについて書いてあるわけじゃないでしょう、そうでしょう。安保条約の第七條に書いてあることは、日本において、日本の基地でアメリカが自衛権を行使することについて書いてあるわけじゃない、そうじゃないのですか。

○林(修)政府委員 どうしてそういう御解釈が出てくるのか、ちょっと私了解に苦しむのでございますが、第七條で書いておられますのは、決して日本における場合についてのみ書いてあるわけじゃない、一般に、国連憲章にこの条約は矛盾するものと解釈してはならない、こういうことではないのです。つまり、日本にある米軍が、日本の基地を使用して自衛権を行使することを必ず認めなければ国連憲章五十一條に違反するとか、あるいはこの第七條に違反するとか、あるいはどこから私には出てこないことだと思えます。先ほど条約局長がお答えいたしました通りに、主権国として、日本に米軍の駐留を認める、あるいは日本の施設・区域を使うことを認める、そういう場合も、条件としていろいろ合意をす

るということは、これは主権国同士のことで当然でございます。その結果、日本の施設・区域を使用し米軍が自衛行動に出ることは制約があるわけではございません。これは主権国同士として、あらかじめ日本の施設・区域を使わせる場合に当然そういう約束をしていくわけではございません。それは何ら五十一條の権利を制限したものということは、どこからも出てこないと思えます。

○岡田委員 林さんにもう一度伺いますが、あなたは、どうしてそういう解釈をされるか。第七條は日本におけるアメリカの自衛権について書いてあるのじゃないのだ、こういう御答弁になりましたね。そうなんです。それじゃ、これは、日本においてアメリカの自衛権の行使をすることを第七條で書いてあるのではないのですか。あなたはそう言ったでしょう。速記録を見てもらいなさい。はっきり言っているじゃないか。ですから、この第七條における締約国の権利というのは、アメリカが日本において自衛権を行使する場合のことも含んでいられるでしょう。含んでいないのですか、どうなんですか。

○林(修)政府委員 私が先ほどお答えいたしましたのは、岡田委員が、この第七條はアメリカが日本において自衛権を行使する場合のことだけを意味しているのだらうとおっしゃいますから、そういう意味ではないということも申し上げたわけでありまして。どこからもうそういうことは出てこない。国連憲章との関連を書いてあるわけではございません。米軍が自衛権を持つということ、どこにも否定しておらない。

しかし、日本にある米軍が日本の施設・区域を使用することは、これは先ほど条約局長が申し上げました通りに、他国の主権のもとにある地域についていろいろ言うことは、当然その主権国の同意がなければできないことではございます。その施設・区域を使用することとを許すこと自身が、日本の同意に基づいておられます。その同意に基づいた場合に、日本がいろいろの条件をつける、これもアメリカが受諾してこの条約ができていくわけではございません。そういう条件をつけたことは、何ら国連憲章の五十一條に違反するものではない、そういうことを先ほどから申し上げているわけではございません。

○岡田委員 じゃ、あらためて伺いますが、あなたの言いたいのは、第七條は訓示規定だ、だから、一般的な抽象的な規定をただけなんだ、こういう意味なんじゃないか。じゃ、具体的に伺います、第七條にある締約国の権利の中には、日本においてアメリカが自衛権を行使するという権利も、この第七條には含んでいないわけでしょう、含んでないのですか。それ以外の権利も、あなたの言っている通りにもう含んでいないですよ。そういうアメリカの自衛権の行使というものは、日本における自衛権の行使を言っている場合だけではないという、あなたの解釈はその通りだと思ふ。しかし、日本においての自衛権だけではないが、日本においての自衛権の行使も、当然この第七條には含んでいないわけでしょう、この権利というものは、そうでしょう、違ひますか。

○林(修)政府委員 自衛権の行使というものは一國の持つものでございまして、どこにおいて行使することがどうだという問題ではございません。つまり、日本において米軍が自衛権を行使する、台湾において行使する、あるいは韓国、それそれぞれ別に考えるべき問題じゃ私にはないと思ふ。米軍が、自國が攻撃を受けた場合、あるいは米國と関連のある國が攻撃を受けた場合に、個別のまたは集団的自衛権を行使するという問題ではございまして、特に国連憲章のあれで日本における自衛権を制限してはいけないというとはどこにもないわけではございまして、第七條は、そういう趣旨でございまして、たとえ、米軍が日本にある施設・区域を使う場合には、その使用について制約することは、第五十一條に照らして、どこからも違反するものではないというところを先ほどから申し上げておられます。

○岡田委員 あなたの言うのは、第六條の説明をしている。私は、第七條の権利の中には、日本においてアメリカが自衛権の行使をするということもこの中に含んでいる。さつきからあなたは答弁している。含んでいないでしょう。○高橋(通)政府委員 ただいまの権利の問題、含むか含まぬかという問題よりも、むしろ、国連の責任に對しては、権利及び義務に對してはどのようである影響も及ぼすものではないと書いてあるわけではございません。すなわち、われわれがアメリカへ基地を貸しまして、そして約束をしまして、両方が合意をして、こういうようなやり方ではないかというところは、これは決してここに考えられていない影響を及ぼすということには入らない。

〔松本さんによく聞いて、「こいよ」と呼び、その他発言する者多し〕

○小澤委員長 静肅に願います。

○岡田委員 情文局の解説という本の二十八ページによると、外務省としては、この場合においてアメリカの行動についてはっきり規定しております。これをお読み下さい。「いっさいの国連加盟國は、国連の行動に参加する場合、第五十一條による自衛権の行使として行なう場合でなければ、軍事行動を執つてはならないのであって、米國といえども、もとよりその例外ではない。」「このように書いてある。とすれば、当然この第七條において、アメリカが自衛権の行使を日本で行なう場合——そうすね、自衛権の行使をアメリカが日本において行なう場合も、この権利がどのような影響を及ぼすものでもない、また、及ぼすものと解釈してはならない、こう書いてある。しかし、一方、先ほどから御答弁のように、第六條において、交換公文で、アメリカが自衛権の行使をするという場合において、事前協議でノーと言ったから、少なくとも日本の国内においては、国内の基地を使って自衛権の行使ができないわけですね。そうでしょう。自衛権の行使ができるわけになりますか。ないわけでしょう。そうすれば、アメリカは、少なくとも自衛権の行使は、事前協議のノーということによりまして、ここで行ない得ないことになりまして、そうでしょう。それは当然そうでしょう。その点から伺っていきま

○高橋(通)政府委員 そういうことになるわけではございますが、しかし、それが、ここに書いてある「影響も及ぼ

すものではなく、また、及ぼすものと解釈してはならない」ということにはならないわけでございます。それは双方が約束して、そういうふうな態度で行なうのではないかと、約束をやったわけでございますから、そういうことにはならないと思います。

○岡田委員 それはそういうことにならないというところは、交換公文に書いてあるのですよ。これは第七条ではっきり書いてあるのです。自衛権の行使をしてはならないというところは、アメリカの自衛権の権利にどのような影響を及ぼすものでもないし、そういうように特に解釈してはいけません、こういっているじゃないですか。解釈してはいけないというところは、日本の国内において自衛権の行使というものを妨げるように解釈してはいけません、第七条でいっているじゃないですか。日本以外において自衛権の行使ということは当然あり得るでしょう。しかし、これは条約の範囲以外のことです。しかし、この安保条約である限り、この安保条約の中の問題として私は今質問しているのです。条約の中において、アメリカの自衛権の行使はできないという解釈以外にとりようがないでしょう。どういふように解釈できますか。そうでしょう。

○林(修)政府委員 その点は、実は先ほどから申し上げておるわけでございますが、第七条は国連憲章一般のことをいっているわけでございます。一般論をいっているわけでは、この安保条約が国連憲章に違反するように解釈し、影響を及ぼすものと解釈してはならない、そういうことが書いてあるわけでございます。それはつまり、国連憲章

もいろいろ規定がございますが、たとえば第五十一条の自衛権の問題、この自衛権を否定するような趣旨と解釈してはならない、五十一条に適用してはいけません、そういうことになると思いますが、しかし、この点、今岡田委員がおっしゃったように、その五十一条の内容が、たとえば日本においてアメリカが自衛権を使うもの、あるいは台湾において自衛権を使うもの、あるいは米本土において使う、そういうものを総合して、それぞれが別々の権利であるというふうには私は考えるべきではないと思います。これは米国の自衛権を持って、その自衛権を五十一条に基づいて行使できる、しかし、それは、他の主権国の区域内においていかなる自衛権を行使するか、こういうことは、他の主権国の影響下にあるわけでございますから、二国間の条約によつてその行使の方法をいかにきめようとも、これは何ら国連憲章に違反するものでもない、この点は、先ほど条約局長が申しましたことと同じこととであります。たとえば、第三国の区域を通過して自衛権を行使したいという場合には、第三国が同意するか、しないかは全く自由であると同じように、日本にそもそも施設・区域を置いてそれを使わせるというところは、安保条約によつてきめていくわけであり、その安保条約をきめるに際して、そういう場合にどういふやり方をするか、そういうことをきめることは、何ら国連憲章に違反するものではないわけでございます。

○岡田委員 それでは林さんに伺います。第六条の事前協議というものを第七条では拘束するものではないのだということは、明文上どこにあるのですか。そんな解釈はできないでしょう。あなたの言うのは、訓示規定だと言いたいのでしょうか。訓示規定であつて、一般的規定なんだ。国連憲章で認められておるいわゆる自衛権の行使の権利というものは、みんなあるのだというところを書いておるのだということをあなたも言いたいのではないか。そのことはその通りなんです。その通りなんです。日本においてもアメリカが自衛権の行使ができるというところを書いておるのです。そうじゃないのですか。それを、自衛権の行使というものを交換公文でノーと言つて、自衛権の行使を妨げるという限りにおいては、日本において自衛権の行使ができないのでしよう。どうなんですか。

○林(修)政府委員 第七条の趣旨は決して訓示規定ではございませんで、この安保条約の規定全体が国連憲章に違反するような趣旨ではできておらない、また、そういうふうには解釈してはならない、こういう趣旨で書いてあるのでございます。もしも国連憲章に違反する点があれば、もちろん国連憲章が優先する、こういう考え方でできておるわけでございます。しかし、先ほどから申し上げております通りに、第七条が、特に日本においてアメリカが自衛権を無制限に行使できるということとを積極的に書いたというところがどこから出てくるか、私には理解できないわけ、第七条にはそういう趣旨はどこにも書いてないわけでございます。従つて、日本が米軍に駐留を認め、日本の施設・区域を使うことをこの安保条約によつて約束する以上、その約束の場合のいろいろな要件として、日本

の施設・区域を戦闘作戦行動の基地として使う場合には、事前協議でいこう、事前協議については日本の積極的な合意がなければならぬという約束を約束することは、これは何ら国連憲章にも違反いたしませんし、第七条の規定の趣旨にも違反しないわけでございます。

○小澤委員長 議事進行に關して松本七郎君から発言を求められております。この際、これを許します。松本七郎君。

○松本(七)委員 本条約の非常に重大な穴であるといわれる重要事項の一つである事前協議について、われわれはあらゆる角度から、はたしてわれわれが心配しており、また国民の多数が心配しておるような危険なものであるかどうか、政府が言うようにこれで安心できるのかどうか、この点、あらゆる角度から真剣に質疑をかわしておるのがあります。こういう重要な問題を質問しておる最中に、発言者のすぐ横で、あのように大きな声で、一々政府の答弁までじやまするようなことをやられたのでは、これは審議は進みませんよ。声が非常に大きくて、よく聞こえて、外務大臣にでも任命していただいで、向こうから答弁していただくから、われわれもわかる。横から大きな声でやられるのでは、これは審議が順調に進まない責任は与党が負わなければならない。委員長、もっとはっきり整理をしてもらいたい。本人は小さい声で言つておるつもりかもしれないけれども、すぐそばで大きな声でやられるのでは、全然質問もできなければ、答弁も聞こえない。だから、もつ

と整理して下さい。

○小澤委員長 ただいまの松本君の発言に關しましては、委員長は十分注意いたしまして、委員会の運営に努力をいたしたいと思ひます。

○岡田委員 林さんは、先ほどから、自衛権の行使の制限が野放しであるかのごとく私が言つておる通りに言うが、そうじゃないのです。これは憲章五十一条に基づいてはつきりとした制限があるわけですから、その制限以外には、憲章では自衛権の行使に対しては何らの制限はないわけですから、そうでしょう。そうすれば、憲章において、自衛権の行使をする場合には、武力攻撃があつた場合、それから、自衛権というもの、その本来持つ性質として、急迫不正のものであつて、しかもそれに対応するために最小限度の行使をするといふ、こういう制限が、自衛権の行使についてはあるわけですから、この自衛権の行使が、第七条で権利としてつきり認められておるわけですから、そうでしょう。自衛権の権利というものは、どのような影響を及ぼすものでもない、また、及ぼすものと解釈してはならない、こういうふうには書いてあるわけですから、このアメリカの自衛権の行使が、どのような影響も及ぼすものではないし、及ぼすものと解釈してはならないと書いてある。これはその通りです。それならば、日本において自衛権の行使をするという場合に、事前協議でこれを日本がノーと言つたわけでは、アメリカは自衛権の行使ができないわけでは、日本における自衛権の行使ができますか。(それは兩國の合意なんだよと呼ぶ者あり) たとい

と整理して下さい。

と書いてある。それはあなたのお説の通りなんです。先ほどからの話のいきさつで、日本において云々と言ったのは、第六条のことを言っているのです。厳密に言えば、あなたのおっしゃる通りの言い方をした方がいいと思うのです。しかし、私の伺っているのは、それじゃもっと正確に言いますと、第六条に基づいて、日本の基地を使って自衛権の行使をする場合、これはあなたとは違ふとは言えない。外務省の解説の中に、第六条において基地を使用する場合には、国連の行動か、アメリカの自衛権の行使の場合、このいずれかの場合に限る、こうなっているのだから

うはつきりなっております。これは国連の行動なんです。この二つの場合におい

い、だから、自衛権の行使は妨げられ

ますと、第五条の場合に、日本における米軍が攻撃されたときに米軍が自衛

なければ事前協議なんかやれないので
すから……。第五条で事前協議は除く

いうことを妨げることはならないわけでしょう。日本の方と事前に協議をし

て、日本がイエスと言えれば当然行なえる。ところが、ノーと言った場合でも、アメリカは権利を行使する権限があるというのを第七条で書いてある。及ぼすように解釈してはならないと書いてあるのだから、アメリカが権限を行使することが出来るように書いてある。そうしてまた、日本の国として、アメリカの権利に影響を及ぼすように解釈してはならないと書いてある。だから、事前協議においては、ノーと言えればアメリカの権利に影響を及ぼす結果になる。ノーと言えれば及ぼすように解釈するようになる。

だから、ここでは、事前協議でイエスとしか言えない。イエスとしか言えないというところが、第七条に書いてあるのだというのです。しかも、あなたは交換公文に書いてある——はつきりして法的拘束力はないのだから、共同コミュニケと第七条を比べれば、第七条が生きているのは当然でしょう。第七条が生きている、しかも、第七条は、この交換公文における解釈をこのように規定しておる。はつきりしておるではありませんか。

○岸外務大臣 岡田委員は、アメリカが自衛権を行使する場合には、アメリカが自衛権を持っておることは、五十一條ではつきりしておるが、行使する場合において、他国の領土内におるその米軍を、無制限に、自由に、その駐在しておる国の主権を無視しても、思うがままにこれを使えるという前提をとっておられるのです。日本に駐留しておる米軍は、日本の主権下にあるところに駐留しておるものでありますから、日本の主権との間に、アメリカが

この日本の主権を無視して自由にできるという——自衛権である以上は、アメリカが自衛権を持っておることは事実なんです。その自衛権をどうこうするということはないから……しかし、他国の、他の主権国の中におるその米軍を使う場合において、これが無制限に使えるのだということ、五十一條が前提としておるようには御解釈になっておる。間違ったところがある。日本に駐在しておる以上は、日本の基地を使ってやる場合について、日本が主権国として、アメリカがこれを無制限にその国におるその米軍の勝手なことが出来る、それが自衛権だという解釈が間違っておる。その間にちゃんとした条約を作つて、そうして合意に基づいて、その行使についての条件が付けられておるということ、ちつとも五十一條並びに七条に何ら違反するものではないと思ひます。

○岡田委員 委員長、今の総理の答弁は、私の言つておることと違ふことを言つておられます。私はまだ質問をやりますけれども、黒田さんから関連質問がございますから、続いて関連でお願ひいたします。

○小澤委員長 この際、黒田壽男君から関連質問の申し出があります。これを許します。黒田壽男君。

○黒田委員 いろいろと質疑が繰り返されて、堂々めぐりをしておるようですね。そのあたりで結論を出さなければならぬと思うのですが、今まで岡田君が言われたこと、それから松本君が質問されたことに私も多少補足をいたしまして、この問題をどう扱うか、一応結論を出してみたいと思う。第七

条がなければ、ただいまのような問題は起らないで済んだわけです。そうしてまた、第七條も、「この条約は、国際連合の責任に対しては、どのような影響も及ぼすものではない。また、及ぼすものと解釈してはならない。」というところだけあれば、問題が起らなかったと思ひます。ところがこの第七條の中に、「この条約は、国際連合憲章に基づく締結国の権利……に對しては、どのような影響も及ぼすものではない。また、及ぼすものと解釈してはならない。」という、この言葉が入つておるから、これを社会党として重大な問題にしておるのであります。単に一岡田委員の疑問としておるのではないのでありますから、もう少し補足して、私からも党としての質問といたしたいと思ひます。

ただいま問題になっておりますことを多少具体的に申してみれば、こうなると思ひます。「この条約は、」すなわち、新日米安全保障条約は、「国際連合憲章に基づく締結国」すなわち、アメリカ合衆国「の権利」すなわち、憲章第五十一條に基づく個別的自衛権及び集団的自衛権に「どのような影響も及ぼすものではない。また、及ぼすものと解釈してはならない。」こういうように具体的に説明するのであります。そういたしますと、國連憲章第五十一條に基づくアメリカ合衆国の権利にはどのような影響も及ぼすものではない、また、及ぼすものと解釈してはならない、というのでありますから、アメリカの自衛権または集団自衛権の行使にあつては、制限を与えるものでもなく、また、制限を与えるように解釈してもな

らない、こういうようにこの第七條は理解しなければなりません。ところが、交換公文によると、事前協議という問題が出てくるわけです。それによつて、日本がノーと言つた場合には、アメリカが日本を基地として利用して、たとえば台湾あるいは韓国等に対して、一面、米台条約あるいは米韓条約によるアメリカの義務として、なお一面は、アメリカの集団的自衛権の行使として、その権利を行使しようとする場合に、日本にノーと言われれば、それだけ制限を受けるわけでありまして、アメリカとしての自衛権の行使に制限を受ける。すなわち、この第七條によれば、影響を及ぼされることにならぬ。ノーと言えれば、自衛権の行使が及ぼすものと解釈することになるので、第七條に「及ぼすものと解釈してはならない。」こう書いてあることと矛盾してはしないかというものが、われわれの持つておる疑問でありまして、こういう疑問が起ることは、この第七條がある以上は当然だと思ひます。だから政府は、いたずらに言ひのがれをしたり、強弁するということではなくて、懇切にこの疑問に對して答へなければならぬ義務があると思ひます。

一言、与党の諸君にも、これは私は余分なことだと思ひますけれども申し上げたい。ただいま黒田君は退席されましたけれども、ああいう態度で、この条約の解釈問題に對して、臨まれては困ると思ひます。これは、おそらく日本国民全部が、この条約があるために、事前協議というものに對する非常に大きな疑問と不安を持つておる問題でありまして、私もそういう見方で質

問しておるのでありますから、政府もそういう意味で、ただ一時の言ひのがれということではなく、真剣に、なぜ第七條に、国際連合憲章に基づく締結国の権利にどのような影響も及ぼすものではない、また、及ぼすものと解釈してはならないという文句を入れたのであるか、これを入れれば、事前協議という問題を帳消しにしてしまふてくのであります。

そこで、私は、なお、その点について、私も疑問とする根拠を申し上げておきます。交換公文に書いてある正文の中に書いてあれば、またこれは別に解釈することも出来るかも知れません。政府がノーと言へる事前協議という問題は、条約本文には書いてなくて、交換公文の中に書いてあるわけですね。その交換公文は、アメリカ上院の承認を経る必要がないのです。条約本文に事前協議のことが書いてあれば、この条約はアメリカ上院の承認を経なければならぬということが、第八條に書いてある。交換公文はアメリカ上院の承認を求める必要がないのだ。事前協議に關する交換公文は、アメリカ上院の承認を経る必要はないものだから、これは、これは外務大臣が、ただたびこの委員会の席上で、あるいは予算委員会の席上で説明しておられるわけです。そうしますと、同じ日本とアメリカとの國際的約束であつても、上院の承認を経る約束と、政府だけがとりきめる約束との間に、効果の優劣があるというように、われわれとしては考へる。これは決して神經過敏じゃない。アメリカは日本の基地を利

用しておるのでありますから、政府もそういう意味で、ただ一時の言ひのがれということではなく、真剣に、なぜ第七條に、国際連合憲章に基づく締結国の権利にどのような影響も及ぼすものではない、また、及ぼすものと解釈してはならないという文句を入れたのであるか、これを入れれば、事前協議という問題を帳消しにしてしまふてくのであります。

将米とる考えは持っておりません。また、
 岡田委員 敵視政策をとっておられないというお話でございますが、われわれは、岸内閣の政治が敵視政策であると考えて、そのために、一つここで例をあげて申し上げたいと思うのですが、朝日新聞の四月十八日の夕刊に、このような投書が出ております。この投書は自衛隊員の投書であるだけに、これは非常に重要であります。名前も出ておりますので、はっきり申し上げますが、東京、山本一三、二十六才、自衛隊の隊員、こういうことで投書が行なわれております。この投書の中にはこのように書いています。見出しとしては「間違った戦争に銃はとらぬ」その中で岸総理に対して呼びかけております。訴えております。どのように訴えているか。「岸さん。あなたは、あなたの経歴がソ連や中共を刺激し、日本国民からさえ、白い目で見られていることに、お気づきになりませんか。あなたが純粋に自衛のみを考え、その意図の潔白さを示したいなら、まず中共に対して、日本の犯した戦争について謝罪しなさい。それ以外にあなたに対する不信を消す方法はありません。われわれは、日常、肩身のせまい思いをしているのに、あなたのために、さらにみじめな場所へ突き落とされるような気がしてならない。」このようにはっきり言っている。これは、自衛隊員があなたに対して訴えている。岸さん、あなたが過去の戦争を起こしたことにについて、中国に対して、中華人民共和国に対して謝罪しなさいと、自衛隊の隊員が言っている。あなたは謝罪

するおつもりがありますか、どうですか。

○岸国務大臣 謝罪するとかしないとかいうことは、私自身が謝罪するとかしないとかいう問題ではなからうと思ひます。過去における戦争そのものに対して、日本全体として、戦後において、われわれは、従来の国の行き方を改めて民主的な立場をとり、平和主義をとるといふ、こういう立場をとっておるものであります。私も、日本の国民の一員として、ことにこういう政局に立っておりまして以上は、その気持ですべての政治また行動に当たっているわけでございます。そういう意味において、私は、日本国内においてのみならず、国際的にもそういう態度を一貫してとっているわけでございます。

○岡田委員 ただいまの答弁を伺っていると、日本国民全体がさんげしなればならない、その一人としてあなたもさんげをされるというふうなふうに受け取れる御答弁でありましたが、私は、そういうことは許されたいと思ふ。少なくともあなたは、満州国の最高幹部の一人として籍を置いて、直接にあなたは中国に対していろいろな迷惑をかけているというこの事実を考えたとき、あなた自身は、一億の一人として謝罪をするだけではなくて、あなた個人としては、一億総さんげの一人の謝罪ではなく、あなた自身がはつきり謝罪をしなければならぬと思ふ。そういう点は、今まで謝罪をしておらないだけに、はつきりされる必要があると私は思ふのです。いかがですか。

○岸国務大臣 今申し上げました私の気持を率直に先ほど来申し上げている通りでございます。それにつけ加へるべきものはございません。

○岡田委員 なかなかこれについてははつきり御答弁がないのですが、これはこの前も質問があつて、はつきりしないままになつておりますけれども、第二次世界戦争、いわゆる太平洋戦争、この戦争において日本は侵略戦争をやつたわけでありまして、太平洋戦争といふものに対して岸総理はどのような考えになつておられますか。現在、太平洋戦争は侵略戦争であつたとお考えになつておられますか、いかがですか。

○岸国務大臣 それは、この前どなたから、同じような御質問がございましたが、われわれは、二度とそういう戦争はしてはならない、かように考えております。

○岡田委員 これは日本が降伏文書に基づいて受諾したのですが、ポツダム宣言並びにカイロ宣言——カイロ宣言の中には、日本国の侵略を制止するために、今次の戦争を行なつてゐる、すなわち、これが日本国の侵略戦争であるといふことについておは、侵略戦争であるといふことについては、その他の点についてははつきり出ておりますが、侵略戦争であるといふ事実はお認めにならないのでございますか。

○岸国務大臣 日本が降伏したところの条件といふものは、われわれは当然これを認めて、降伏の条件といふものはこれを承認しているわけでございます。

○岡田委員 当然承認されるとするならば、これは侵略戦争であると断定して間違ひございません。——（答弁）「答弁」と呼び、その他発言する者あり。それじゃ、御答弁がないようでございますから、重ねて申し上げます。

う。アメリカと蒋介石との間に結ばれた米台相互防衛条約、この前文におきまして「ともに帝國主義者の侵略に対抗して戦うため結束するに至つた関係を相互に誇をもつて想起し、云々と、このように書いてあります。この点から見ても、明らかに、この間の第二次世界戦争において日本の行なつた戦争といふものは、侵略戦争であり、帝國主義の戦争であつた。この点は、あなたの信頼するアメリカ、そして蒋介石でさえ、前文にうたつてゐるではありませんか。侵略戦争であるといふ事実はお認めにならないか、かように思ひます。

○岸国務大臣 この第二次戦争の勃発した当時のことを想起して、私は、当時の日本人が、これを侵略戦争だと考えた者はなかつたと思ひます。しかしながら、われわれは、戦いに敗れて、あらゆる降伏の条件に、今おあげになりましたような各種の条約を無条件で承認をいたしておりますから、これは無条件に承認をすべきものである、かように思ひます。

○岡田委員 無条件に承認をすることおしやつたから、これは侵略戦争といふことを無条件に承認した、このように認めざるを得ない。

○岸国務大臣 先ほど私がお答え申し上げました通り、当時これに携つた者、また、日本人自身が、侵略戦争であるとか、かいらい政權を作るといふような意図ではなかつたといふことは、当時関係しておる人々ばかりではなしに、私は考えておると思ひます。関係しておる者は、なおさらそう考えております。しかしながら、戦いに敗れて、あらゆる国際的の、今申し上げましたようないゝるな条約や宣言その

このように考えますが、この点はいかがでございますか。

○岸国務大臣 これも同様な質問が従来私に対してあつたわけでありましたが、当時私もはさきようには考えておらなかつたといふ事実を、そのまゝ私は申し上げたのであります。しかしながら、今日になつて、日本がこの戦いに敗れた結果、あらゆる国際的のきめられた条約、宣言その他のものを無条件に承認したしておりますから、それらの宣言やその他の条約でもつて規定されておるところのものは、これは自分のなにとしては、残念であるといふ氣持はあろうとも、認めなければならぬといふ事であることは、これはやむを得ない、かように思つております。

○岡田委員 ちょっと受け取りがたいお言葉があつたのですが、何か自分としては残念であるけれどもといふようなことは、満州国といふものが偽政權であるといふことを言われるのが残念である、侵略戦争であると言われるのが残念である、岸さんの腹の中では、そういうきわめて押しつけられた、そのようなあれに対しては憤懣を覚えてゐる、このような考えで今お話しになつてゐるのですか。

○岸国務大臣 いや、それでいいです。たくさん条約ですから、一々条約局長も記憶しておるかわからないので、私の方から申し上げましょう。日華条約の同意された議事録の中で、明らかに、日本文としては、「満州国」及び「汪精衛政權」のような協力政權の「偽政權」、このようにはつきり同意された議事録に出ております。このこ

他のものを、われわれは無条件に承認せざるを得ないのであります。私は、いづれの意味においても、いろいろな考え方があつてもいいと思いますが、戦いに敗れるといふことがけつこうなことだと、民族として考える者はなからうと考えております。そのことを、私は国民の一人、民族の一人として残念に思ふといふのは、当然の感情を申し上げたことではございません。それがゆゑに、その承認をするとか、それを認めないとかいふことではございません。

○岡田委員 戦いに敗れたことが残念であるといふ意味で、残念であると言われたといふのだが、その戦いを始めたのは日本である、侵略戦争を起したのである、この点をあなた自身ははつきりお認めになる。しかも、満州国といふものは偽政權である。偽政權であるといふことは、日本の政府がはつきり認めてゐる。そうでしょう。高橋さんにも伺つてもよろしい。条約上、満州国といふものは偽政權であるといふことを認めておりました。どうです。

とは、明らかに正統政府ではないというところを、条約上も日本の国は認めた、このことを意味していると思ひます。が、總理大臣、いかがですか。

○岸田外相 先ほど私にお答え申し上げた通りでありまして、それらの条約において認められていることは、私は、その通り今日も認めなければならぬ、かように申しわけであります。

○岡田委員 それでは、先ほど總理から満州國の問題についてお話があったのですが、満州國には日本の軍隊がずいぶん駐留した。満州國といわれるところですね。それによって中国人にはいろいろと迷惑をかけている、この点については、あらためて私が例をあげる必要はない。もうそのことのために、りっぱな小説までできて、「人間の条件」などというような本ができるのか、幾つかの点で、日本の軍隊が満州國に駐留することによって中国人にいろいろと迷惑をかけたという事実は、あなたはお認めになりませんか。いかがでございますか。

○岸田外相 当時駐留したことにつきましては、日満の間の条約その他の――当時としては、そういう条約等に基づいて駐留したことでございますけれども、それが結果的に、今お話しのような、中国人に対して迷惑を与えたような事実はいろいろあった、かように思ひます。

○岡田委員 今總理大臣は、いろいろな迷惑をかけたという事実はあったと思う、こういう御答弁でございます。この迷惑を与えた基礎になっているのは、今總理大臣のお答えの通りに、日満議定書でございます。日満議定書というものが、昭和七年に結ばれてい

る。これによって、日本の軍隊が満州國に対して無制限に駐留する権利が与えられている。それが日満議定書の第二条に書いてある。この条約の規定に基づいて、日本の軍隊が中国人にいろいろ迷惑をかけたんだと思ひます。この点は、そのように解釈すべきだと思ひますが、条約局長、いかがですか。

○高橋(通)政府委員 駐兵の事実を私は存じておりますが、それが日満議定書に基づくものであるかどうか、ちょっと私わかりません。

○岡田委員 明確にございませんですか。明確でなければ、私お説きします。日満議定書で、初めて日本の軍隊が満州國に駐留することになったわけでありまして、第二条「之が為必要ノ日本國軍ハ滿州國內ニ駐屯スルモノトス」これに該当するわけでございます。

○高橋(通)政府委員 ここに議定書がございまして、御指摘の通り、第二項に基づくものだと思います。

○岡田委員 そこで、今高橋さんもお読みになった通りに、「日本國及滿州國ハ締結國ノ一方ノ領土及治安ニ對スル一切ノ脅威ハ同時ニ締結國ノ他方ノ安寧及存立ニ對スル脅威タルノ事實ヲ確認シ兩國共同シテ國家ノ防衛ニ當ルヘキコトヲ約ス之が為必要ノ日本國軍ハ滿州國內ニ駐屯スルモノトス」と、第二条にうたがっている。(まゐるでさうくりじゃないか)と呼ぶ者あり)これは明らかに、今飛鳥田君の言われた通りに、日米新安保条約の第四条、第五条、第六条の三つを、今度の条文よりももっと手ぎわよくまとめたのである。これはその通りではありませんか。これは同じような趣旨だと解すべきだと思

ひますが、高橋さん、どうですか。

○高橋(通)政府委員 これは確かに御指摘の通り、今お読み上げになりました第二条に、「一方ノ領土及治安ニ對スル一切ノ脅威」云々という、類似の条項があるわけでございます。ただ、これは國連憲章、そのワク内、その制限、そういうことの全然なかった時代の条約でございますから、実体的内容はおのずから変わるものだと思います。

○岡田委員 憲章がなくとも、条文の上に見られたものは、この通り同じであります。今岸さんがお認めになったように、この第二条に基づいて、日本の軍隊が満州國にいろいろと迷惑をかけた。それと同じことが日米新安保条約によって行なわれる。かつての日本軍は現在のアメリカ軍である、かつての満州國は現在の日本である、このように、アメリカに従属をさせられて、いろいろな被害を受けたのがこの実施であります。被害を受けているというところについては、あなたは御否定はできないでしよう。特別調査庁をお調べなさい。ロングブリー事件、ジラード事件、あるいは自動車事故その他一切によって、あれほど日本の國民がアメリカの軍隊から被害を受けているではないか。あなたの方はこの被害を受けているのを認めながら、今度の新安保条約を、これでも通さなければならぬとお考えになるのですか。

○岸田外相 御承知の通り、安保条約の改定は、新しい条約によって初めて安保体制というものができるわけでございます。現在すでに、日本の平和と安全を守るために現行の安保条約というものがあつたのであります。ま

た、それに基づいて行政協定が作られておつて、先ほど条約局長が申し上げた通り、國連憲章の範囲内において行動はされることとございますけれども、そういうでも、現行の安保条約が締結された当時の事情と、今日の事情とが非常に違つて、また、締結される当時からいろいろなことについて論議があり、國民が満足しておらなかつた不平等な点、日本の意思が条約の上に、また運用の上に現れておらない、また、行政協定の、日本に駐留して

る軍隊が持つておる権利等につきましても、日本國民の立場から見ても、正當な状態、公正な状態に置いてないといふことを改めようといふのでありまして、現行のものこそ、公正なる扱いでなしに、日本の國民の迷惑している程度が大いなので、それを改善しようといふのが今度の安保条約の問題でございます。いまして、これは当時の日満の状況と、今日の國際間における日米の關係とは全然違つておりました、これをもちつて直ちに、当時の日本軍と米軍が同じである、また、満州國と日本が同じ立場であるといふふうに結論されることは、私は、全然客觀的事情といふものを無視した御議論であらう、かように思ひます。

○岡田委員 しかし、總理大臣、四条、五條、六條とは、条文の上で全く同じぢやありませんか。あなたは新条約で直すのだと言つけれども、新条約の四條、五條、六條と同じなんですよ。まして、現行の条約なんかどんなにひどいかというところは、あなたはわかりなかつたでしよう。現行条約は悪いといふことはお認めになつたわけではしう。もっともつとひどいのですよ。

日満議定書よりもまだひどいという事実はお認めになるのですか。

○岸田外相 これは日本が現行の安保条約を締結したときに、日本としては、日本の安全と自衛を全うするため、全然力を持たないから、一にアメリカに對して全部依頼して日本の平和と安全を守らなければならぬ、防衛しなければならぬという立場から、こういう条約ができたのであります。今日においてわれわれは、國際的にも國際連合のメンバーの一員として、また、われわれが國際情勢の現実を分析して、日本の平和と安全を確保するのにどうした方法が一番よいのかという見地から、日米の間に於けるところの、できるだけ平等な立場における協力關係というものを明確にした安保体制に改めることが最も適當である、こういう信念の上に立つて私も改訂しようとするものであります。

○岡田委員 あなたはさうおっしゃるけれども、日満議定書にも、満州國の獨立と自由を承認すると書いてあります。あのときも、満州國は、日本との議定書によつては自由な獨立國だといわれた。ところが、あなたもお認めになつたように、満州國は日本の明らかに協力政権であり、偽政権であり、正統政府ではなかつた。新安保条約はそれと同じですよ。言葉の上では獨立といひ、言葉の上では自主的であり、言葉の上では平等であるといひながら、實際、新安保条約の運用の中においてアメリカに完全に從属させられる、これははつきり申し上げておきます。さうじゃないですか。

○岸田外相 そうでないことを、いろいろ具体的な事例をおあげになつ

た質問に對しまして、私も最初からこれをお答え申し上げておるわけでありませう。私は、岡田君の御質問に對しても、そういう意味において岡田君とは意見を異にするかもしれないけれども、そうじゃないということを、繰り返してあらゆる問題について具体的に答弁をいたしておるつもりでございます。

○岡田委員 岸さん、そうおっしゃるけれども、私は、何も對等であるという前提で質問なんかしていませんよ。明らかに従属性を持ち、侵略性を持っているという意味で質問をしているのですよ。新安保条約は従属的であり、しかも、侵略性を持っていると言っている。日滿議定書の第二条と安保条約の四、五、六条と對比したら、条文では比肩と同等である。しかも、あなたは認めた。関東軍が満州へ行っているという損害を与えたという事実を認めた。その基本の条約である二条と安保条約の四、五、六条が同じだ。それじゃ明らかに従属じゃないですか。

○岸國務大臣 岡田君が、この改定する条約が従属性を持っており、侵略性を持っておるものだというお考えのもとに質問されておることは、よくわかっております。私は、そうでないという見地に立つて今までずっと答弁をしてきておるわけでありまして、この点は、岡田君の前提としておる考え方と私の前提としておる考え方が違っておるということを、明確に御理解いただきたいと思ひます。

それから満州国と日本との関係、日本とアメリカとの関係、また、その当時の国際情勢、いろいろな客觀的情勢というものは、私は全然違ふと思ひます。

言葉の上においてどういふ条約ができておらうとも、それが實際どういふふう運用されたかという問題において、いろいろ迷惑をかけた事実もあるということを私は申し上げた。また、日本とアメリカとの関係においては、日本がこの条約を承諾し、批准するならば、いづゆる行政協定においても、今度のは地域協定であります。これによつてアメリカの地位というものはきまるのでありまして、この範圍内において持つておる權利を公正に行なう限りにおいては、われわれがこれを受諾しておる。この満州国と日本との当時の関係におきましては、そういうようなことが条約上はつきり規制されたものがなかったことも、御承知の通りであります。そういう意味において、今お話しのような点は、これは岡田君の御意見でありますけれども、私は、間違つておる、こういうことを申し上げるのであります。

○岡田委員 あなたは間違つておるとお考えになるかもしれないが、事実条約の上でははつきりしておる。条約の上でははつきりしておるのを、あなたは否定できない。

そこで、話を進めましょう。関東軍が満州国においていろいろ迷惑をかけたおられますね。これはお認めになりますね。お認めになったならば、当然この損害の賠償を払うのはあたりまえでしょう。あなたは、今までにベトナムの賠償の問題についても、国民の疑惑があるのに、ベトナムの賠償をあえて払われた。あのようになむ々なことで払われた。インドネシアの賠償も払われた。国民が反對しておるのに、このような賠償を払っておきながら、し

かも、あなたは損害を与えたという事実を認めて——これは中国全体で一千万人の死傷者を出しておる。五百億ドルの損害を与えておる。この損害に對しては、当然戦争損害を払うのがあたりまえだ。これをあなたは、そう言へば、おそらく、台湾政府との関係がございまして、条約上、法律上どうでございまして、こうでございましてと云つて逃げるでしょう。これは林さんが今教えている。ところが、實際にあなたが戦争責任の道義を感ずるならば、なぜこれを忠実に履行しますと言ひませんか。これを履行すると言ひたときに、初めて友好政策が現われて、向こうの場合には戦争損害は放棄するという態度が出てくる……。

〔発言する者あり〕

○小澤委員長 静粛に願ひます。

○岡田委員 中華人民共和國の方では、立場としては、日本の国民としては戦争の損害を忠実に履行いたしますという態度があつたときに、初めて、そのような戦争損害に對しては、これは一切放棄いたしますというところが出てくる。その前段のことを言わないで、ただ放棄しろと言つたてでできない。なぜあなたは謙虚な態度で、戦争損害についての態度を明らかにしないのでありますか。

○岸國務大臣 これは岡田君も今認められておる通り、中華人民共和國におきまして平和条約を結んでおります。この関係、それから戦後におきまして、ずっと中華人民共和國と日本は、過去の戦争についての話もいたして、この平和条約を結んでおります。従つて、今日の状況において、私は、岡田君の言われるように日本国として考えるというこ

とは、考えておりません。

○岡田委員 私の申し上げておるのは、向こうの國が賠償請求權を放棄し……。

〔発言する者多く、議場騒然〕

○小澤委員長 御静粛に願ひます。

〔発言する者多し〕

○小澤委員長 ただいまの不規則発言は、速記録には載りませんので、委員長として、今後議事運営について、十分注意いたします。

○岡田委員 私は、これは条約論争をやつておるのです。条約論争をやつておるうちに、あなたのほうはおそらく、日台条約で賠償を払ふ必要はないという答弁をするだろう。しかし、あなたは戦争損害を認めたのであるから、払うということをお断り言ふというのが、認められた限りは當然ではないか。これは条約上の當然の帰結ではないか。そして、その払うということに對して、中華人民共和國政府が、そのような払うということに對しては、請求權は放棄する、このように答えておる。はつきりしているじゃないか。払うという賠償の義務、賠償支払いの義務を持つておるとあなたはお考えになりますか。と、私は聞いておる。あなたは損害を与えたというのを認めたのなら、賠償の義務があると言ふのは當然でしょう。平和条約にある。はつきりしているじゃないか。どうでしょう。

○岸國務大臣 条約上の議論としてこれは論議されるということでございますから、あくまでも条約上の問題としてお答えを申し上げます。日本と中華人民共和國との議定書の中に、これは私があげなくとも岡田委員御承知であります。が、「中華人民共和國は、日本國民に對する寛厚と善意の表徴として、サン・フランシスコ条約第十四条(四)に基き日本國が提供すべき役務の利益を自發的に放棄する。」というところが明らかにされております。従つて、条約上の問題としては、一応日本としては、この条約上の問題を主として考えておるということ、先ほどから申し上げておるのであります。

○岡田委員 何を申し上げる。総理大臣、何を申し上げる。満州國は、それじゃ条約上中華人民共和國の領土ですか。どうなんですか。はつきり言つてごらんない。満州國が中華人民共和國の領土であるなんて、聞いたことがない。どうなんですか。

○岸國務大臣 領土という問題につきましては、しばしば論議されておる通り、これは主張はしております。中華人民共和國も、それから中華人民共和國も、台湾についての主權を主張しておる、こういうなことでありまして、これをわれわれがどういふふうにするの領土にするのだというふうに考えておるわけではございません。ただ、あの日華条約を結んだときにおきましては、一応中國を代表する政府として、日本との間にあの条約を結んだ。それから、言うまでもなく、現実に支配しておる台湾や澎湖等におきまして、日本が現実にサンフランシスコ条約に言つておるような——あそこで戦争したわけではございませんから、戦争上の被害を与えておるという地域ではないことも、御承知の通りだと思ひます。従つて、蔣介石總統の終戦のときの声明から見ても、今申しました日華条約の条項は、今度の戦争に關連して、日本が中國に与えておる迷惑についての賠償

請求権を放棄しておるものだ、こういうふうな、条約上は一応解釈しておるということをお願いしたいと思ひます。

○岡田委員 岸総理に伺いますが、条約上そういう解釈もできる。しかし、あなたは、道義としては、損害を与えたということを言っている。あなたの道義の反省としては、どう御感想ですか。これだけを伺っておきましよう。

○岸国務大臣 先ほどからいろいろ激した事情もございましたけれども、問題は、条約上の問題として、これをお互いに論議して明らかにしようというところでございまして、私には、政府としての条約上の解釈を一応明らかにしておるわけであります。ただ、私の個人としての道義的な気持からどうだという問題は、これはおのずから別の問題でありまして、これはここで答えをするのには、私は適當ではない、かように考えております。

○岡田委員 個人の問題は、あなたは同時に、満洲国にいたときは公人じゃないですか。公人として迷惑を与えたことをあなたは認めたじゃないですか。公人としての迷惑を与えたことを、損害を与えたと言つて、認めたじゃないか。それにあなたは道義を感じないのですか。なぜあなたは道義を感じないのか。道義を感じないから、自衛隊員がこのように反省をあなたに求めているんじゃないですか。

○岸国務大臣 賠償の問題は、言うまでもなく、日本国政府として、日本国として、これは考えるときの問題でございまして、私は、特に私自身が総理大臣であるという立場を持っております

から、個人としての私の見解を申し述べることは適當でない、こういうことを申し上げたわけでございます。

○岡田委員 私は、その道義についての反省の十分さにあきれました。私は次に進めますが、この間の極東地域の統一解釈の中で、金門、馬祖の問題がいろいろ問題になっている。これは横路委員が再度確認を求めたように、岸総理は、金門、馬祖は極東の地域の中に入ると言われた。これははっきり言いましたね。ところが、高橋さんには伺いますが、米台相互防衛条約には、金門、馬祖は明らかに除外されておると思ひますが、どうですか。

○高橋(通)政府委員 米台の本文では、台湾、澎湖島になっております。御承知の通りでございます。ところが、合意する地域ということになって、合意すれば入るということになるわけでございます。合意はしております。しかし、合意すれば入り得る可能性のある地域は、これはもちろんそういう地域も含んでおると思ひますが……。

○岡田委員 私は現在を聞いておる。○高橋(通)政府委員 現在は台湾と澎湖島です。

○岡田委員 だけですか。——それでは金門、馬祖は米台条約には入ってない。それなのに、極東の地域の中に入れている。私はもう一度あれししておきますが、岸総理は、金門、馬祖を極東の地域から除外される御意思はないのですか。この点を伺っておきます。

○岸国務大臣 統一解釈で申し上げている通り、具体的島の島が入るか入らないかということ、極東の範囲をきめるなにもってこの上申し上げることは適當でない。本来抽象的な観念であ

るから、抽象的に言うべきものだということをお答えを申し上げております。しかしながら、それでは従来具体的に答えたことを変更するかという横路君の御質問に對しまして、変更する意思は持つておりません、こういうことで御了承をお願いいたします。

○岡田委員 それではもう今はっきり答弁されたように、金門、馬祖は含んでいない。それは横路委員に對する答弁の通りである、このように答へられて、除外する意思はない。これはおそらく除外する意思がないのでしよう。すでにこれは金門、馬祖に對する蔣介石の軍隊の軍事行動に、日本の政府機關が協力をしている事実があるから……。

具体的に申し上げよう。植竹郵政大臣、こちらをお向き下さい。日本の電電公社は、金門、馬祖戦の勃発直前に、蔣介石の大陸反攻作戦に協力する結果になるのだが、金門、馬祖を含む台湾全島のマイクロ設備の調査を行なった。契約は昭和三十一年六月の末、確か二十八日です。契約は在日米軍調達部、これは行政協定によつて定められていたJPAです。これと日本の電電公社の間に契約が行なわれた。契約者は、アメリカ側はアメリカの通信少佐ジョセフ・E・ドネリ、あなたの

方は技師長の中屋徹夫氏、これが証人になっている。そして契約の金額は二万六千三百三十六ドルである。この事実はお認めになりますか。

○植竹国務大臣 そういふ詳しいことまでは、実はまだ聴取しておりませんが、引き継ぎを受けておりませんが、さつそく調査をいたします。すぐここでもわかりますから……。

○岡田委員 すぐわかりますか。

○植竹国務大臣 今すぐ調査してみます。じきわかります。

○岡田委員 じゃお待ちしましょう。○大橋説明員 お答え申し上げます。私の承知している範囲内においては、その契約は台北と高雄間の無線施設を調査してくる、こういう契約のように承知しております。

○岡田委員 総裁に伺いますが、その他の私の伺いました契約の期日、契約金額、その他は私の言う通りでございます。

○大橋説明員 お答え申し上げます。台湾の關係は二万六千三百三十六ドル。しかしながら、調査区間は台北、高雄間でありまして、金門、馬祖は含んでいないと承知いたしております。

○岡田委員 それでは、調査の期日は昭和三十一年八月十一日から十一月二十二日まで、調査団は電電公社マイクロ・ウェーブ調査役大槻由之助氏外約十名、調査にあつては、台北の駐留米軍軍事顧問團團長の監督のもとに、蔣介石の軍隊がそれに協力をした。そしてこのマイクロ・ウェーブ施設の目的は、蔣介石の軍隊の専用通信であつて、民間には使わせない。金門からのマイクロ中継はすべて台北經由の調査設計が公社の手によつて行なわれた。どうですか。そうでしよう。

○大橋説明員 ただいま御指摘の調査期間、八月十一日より十一月二十二日までの調査、これはその通りに承知いたしております。しかしながら、そのほかの詳しいことは、私手元に調査がありまから、お答えいたしかねます。

○岡田委員 それではあなたにあらんに入れましょう。これは電電公社の正式レポートであります。この中にはっきり書いてあります。電電公社のこのレポートは、大橋さん、これはあなたのところのレポートではありませんか。そうでしよう。ごらん下さい。これはあなたの方のものでしよう。

○大橋説明員 その当時は、私、職にありませんので、当時のことはよく存じておりません。

○岡田委員 郵政大臣、これは電電公社とはっきり書いてありますが、電電公社のものじゃありませんか。

○植竹国務大臣 私、就任以後のことは、書類は詳しく存じておるつもりであります。その書類は初めて今見ますので、何ともこの場所ではまだお答えできません。

あります。台湾におけるマイクロ・ウェーブ施設の現地報告書、契約番号D A—九二—五五七—F E C—二六七〇一、はつきり書いてある。はつきりしている。

「委員長に提出しろ」と呼ぶ者あり

○小澤委員長 岡田君、この問題については、委員長が適当な手段で政府の認可を問うことにいたします。

○岡田委員 見せておくから、確認させて下さい。(発言する者あり) 大概マイクロ・ウェーブ調査役来ているでしょう。

○植竹國務大臣 ただいま政府委員からその事情を聴取いたしましたところ、契約のあったことはあったけれども、その書類はあけて向こう側、調達庁へ全部渡してしまつたので、あるはずはないのだ、こういうわけでありますので、従つて、私が就任以来一ぺんも見せてもらわなかつたのも、そういう理由であつたわけであります。

○小澤委員長 植竹君、それではこの問題について委員長が質問いたしますが、この帳簿は、今岡田君から委員長の手元に提出してあります。後刻適当な機会に現物をお見せいたしますから、わかるものはわかる、ないものはないと、はつきりとお答えを願います。

○植竹國務大臣 承知いたしました。

○小澤委員長 岡田君、そのほかの質問を願います。

○岡田委員 私の伺っているのは、そういうことではないのです。あなたが、電電公社から全部渡してJ P Aに行っているかもしれません。そのJ P Aのものがこの一部であるかもしれない

い。問題は、これがあなたの方で作られた電電公社の品物であるかどうかというのを聞いています。それはどうですかというのを聞いています。だから、それははつきりしてもらいたい。

○小澤委員長 私の方で責任を持つてやらせますから……

○岡田委員 それじゃ委員長の行動を信頼いたしまして——実はこれに基づいて私が質問をするのですから、その点の御回答がない限りは、私は質問ができないわけですね。しかし、まあ、委員長に協力する意味で、間もなく御返事があるまで、この点は留保いたします。至急調べて下さいよ。しかも、申し上げておきますが、これは三冊の中に、一冊は議事録が全部入つております。台湾において、何月何日、何をやつた、そして、その議事録の署名者の名前も出ています。全部出ています。ですから、これがうそだとはお考えにならないと思います。それから報告書全部、この中には金門、馬祖——金門のことが書いてあります。はつきり申し上げておきます。岸さん、これは敵視政策の一つですよ。わかりましたか。金門、馬祖戦争に軍事協力をしたんでしょ。そうではありませんか。違いますか。違ふなら違ふと云つて下さい。そうじゃないですか。はつきりしている。金門、馬祖の戦争に協力したのです。あなたはきつとこう答えるでしょう。政府ではありません、政府関係機関です、そう言うでしょう。監督権はあなたが持っているんですよ。電電公社というものは軍事協力をしたんだ。明らかに持っているじゃないですか。それ以外にまだある。では、次の質問に入ります。防衛庁

長官おられますね。防衛庁長官にお伺いをしたいと思います。この間、飛鳥田委員から非常に重大な問題の提起があつた。自衛隊の航空図の問題がございまして、これに対して、四月の十四、十五日に、非常に重要な質疑応答が繰り返されました。この質疑応答において、あなたはいろいろ答弁をされて、非常に明快な答弁もあつたと思いますが、この答弁全体を私拝見をいたしまして、ずいぶん赤城さんもいいかげんなことを言うものだ、というように感じました。この答弁は今改めるといふお考えはありませんか。もし改められるなら、今改めていただいた方がいいんじゃないでしょうか。

○赤城國務大臣 改める必要を感じませんが、もし足りないことがあつたら、補足説明をいたします。

○岡田委員 あなたは補足をされるというのですが、補足ということとは、あなたの答弁を全然違ふように言うことを、補足ということとは含まないでしようね。そうでしょうね。

○赤城國務大臣 補足ですから、前の答弁が間違つていてということではありません。前の答弁は前の答弁の通り、しかし、御質問を受けて足らぬところがあつたら、補足してまた申し上げます。

○岡田委員 それでは伺いますが、飛鳥田君が四月十五日に、——実は航空図の問題が起つた次の日です。次の日に、あなたの方では、午後にあとでお話しすると、官房長その他と御相談の上で答弁についての意思統一を行なう、そういういろいろな事情があつたのですが、その結果に基づいて、十五日の飛鳥田質問は、このように質問し

ています。「けさの朝日新聞を拝見いたしますと、「原図は米軍当局が好意的に提供してくれたものを中心とし、これに日本側の資料などを加えて作成した。米軍の原図も当方で作成した航空図も厳しい秘密扱いはいないが、」ここまで朝日新聞の記事を引用して、「こういうふうに出ておられます。ちゃんと記者会見では、そういう国の名前を明確におあげになった。ここまではおあげにならない。どこまでも逃げ通そうとなさる。これははなはだしい違いと言えないでしょうか。少なくとも私たちの常識をもってすれば、はなはだしい違いといわざるを得ないわけですね。これは防衛庁長官、どうお考えになりますか。」こういう質問があつた。これに対してあなたはこう言っている。「きのう申し上げましたように、入手したものを基礎として地図を作つておる、こういうことを申し上げておるわけでありまして、その入手は、けさ申し上げましたように、I C A Oの地図等を手に入して、それを基礎として作つておる、こういうことでございまして。」こういうふうに答えておる。これはいいですか。

○赤城國務大臣 その通りでございまして、I C A Oの地図を基礎として、その他いろいろの資料を参考にして作つておる、こういうことであります。

○岡田委員 その次は、「でありますから、アメリカからということとは、そのI C A Oの地図でも、アメリカ側からなら別であります」とちよつとつけ言葉を添へて、「私の言っていることが正しいので、その新聞発表ははなはださか違つておるところがあります、どつちが正しいかといへば、私の方

が正しいのであります。」こう言っておりますね。そうすると、先ほどの新聞発表、朝日新聞の記事の、米軍当局が好意的に提供したというのは間違ひで、あなたの言われたI C A Oの地図の方が正しいのだ、こういうことになりませんか。

○赤城國務大臣 その通りでございまして、I C A O等の地図を基礎として作つた、こういうふうに出していただるわけでありまして。

○岡田委員 等ということとをさう言われましたが、その等の中には、米軍当局から提供された原図が入つておりますか。

○赤城國務大臣 前に手に入れたものもあると思います。そういうものも参考になつておると思ひます。

○岡田委員 前におつしやるが、それでは、少なくともその原図はお使いになつたわけではございませんか。——そこで伺いますが、前に手に入れたものの中に、日本の国内だけですか、中国、ソビエトの沿岸あるいは陸地に關するものですか、その点をはつきり伺ひます。

○赤城國務大臣 日本のものは当然そういうものが参考になつております。中国等につきましても、参考になつたものもありましょうし、ないものもありますし、いろいろあります。

○岡田委員 いろいろありますと言いますが、私の伺っているのは、米軍当局から提供を受けたアメリカの軍用地図を、原図としてお使いになつたことではないのですか、中ソの場合において、あるものもあります、ないものもあります——ないのですか、あるのですか、これをはつきりして下さい。

○赤城國務大臣 前に手に入れたものもあると思ひます。そういうものも参考になつておると思ひます。

○岡田委員 前におつしやるが、それでは、少なくともその原図はお使いになつたわけではございませんか。——そこで伺いますが、前に手に入れたものの中に、日本の国内だけですか、中国、ソビエトの沿岸あるいは陸地に關するものですか、その点をはつきり伺ひます。

○赤城國務大臣 日本のものは当然そういうものが参考になつております。中国等につきましても、参考になつたものもありましょうし、ないものもありますし、いろいろあります。

○岡田委員 いろいろありますと言いますが、私の伺っているのは、米軍当局から提供を受けたアメリカの軍用地図を、原図としてお使いになつたことではないのですか、中ソの場合において、あるものもあります、ないものもあります——ないのですか、あるのですか、これをはつきりして下さい。

○赤城國務大臣 前に手に入れたものもあると思ひます。そういうものも参考になつておると思ひます。

○赤城國務大臣 中心とし、基礎としたのは、先ほど申し上げましたように、ICAOの地図であります。

○岡田委員 防衛庁長官、私の今伺ったのは、米軍の軍用地図ですね、これを、中国、ソビエトの沿岸並びに陸地、こういうものの原図にお使いになったことはないのであることを伺ったわけですね。この点について、防衛庁としてそういうものは全然今までないのか、あるというのなら、いつごろのものがあるのか、そういう点を具体的に一つお答えをいただきたいのであります。

○赤城國務大臣 中共等につきましては、国連の地図があります。その国連の地図を基礎として作成中であります。

○岡田委員 そうしますと、国連の地図をお使いになって、アメリカの軍用地図は全然お使いにならない、そういうことなんでしょうね。

○赤城國務大臣 アメリカの地図は正式にもらっておりませんから——一部分は前に手に入れたものもあると思えます。そういうものは参考にしてあるはずですが、だけれども、何もアメリカの地図を基礎としたわけではございません。

○岡田委員 いや、あなたに伺っているのは、それは持っている、アメリカの軍用地図は持っている、しかし、地図の作成にあたっては、これは使っていない、こういうことでございいますか。

○赤城國務大臣 アメリカの地図を持っていますものもあるし、持っていないものもあります。そういうことで、参考になるものはそれを参考にして作っています。

おります。ないものは参考になりませんので、それは使いません。(笑)

○岡田委員 あなたの御答弁は非常にあいまいなだけでなく、あなたの御性格だから、私はあまり追及しません。図をだいたい持っているということはお認めになったわけですね。アメリカの地図を持っていて、それを認めたのだから、自衛隊の地図を作るにあたって——私はここで話を限定します。中国、ソビエトの沿岸並びに陸地、これに関する地図については、アメリカの原図は全然お使いになりませんか、これを伺います。

○赤城國務大臣 御承知のように、あの航空図というのは、普通の地図と違うではないのです。でありますから、何を基礎として作るかといえ、ICAOの地図を基礎として作ることが、これは全世界的に全部そうでありま

す。それから、それだけではなくて、国連の地図もありまして、それからアメリカからの手に入っているものもありますから、それを使つたけれども、これは全部じゃありません。一部分入っているものあれば、入っていないものもある。だから、参考になるものは参考にする、なくてできないものは参考にしな

かった、こういうことでございいます。

○岡田委員 どうもコンニャク問答みたいな答弁をされる。それでは伺いますが、朝日新聞でいつに「原図は米軍当局が好意的に提供してくれたものを中心とし、これに日本側の資料などを加えて作成した。」これは間違いなんですか。あなたのおっしゃった

のは……。

○赤城國務大臣 全部が間違いじゃありませんけれども、基礎として中心になったものは、ICAOの地図、それから国連の地図、それから世界地図、いろいろありますから、それも使います。それからまた、一部米軍の地図も参考にした。だから、それが中心じゃないのです。それを基礎としたということじゃない。

○岡田委員 そういふふうに幕僚監部は言っているじゃないですか。原図というのはアメリカの好意だ、こう言っているじゃないですか。米軍の地図というものは、参考程度でなくて、米軍の地図を原図にして作っているのじゃないですか。それは何も秘密でも何でもありません。あなたは何で隠すのですか。これはもうはっきりしているのです。あなたがはっきりしているのなら、隣りに建設大臣がいるでしょう。きょう組合との団体交渉その他で、そういうのははっきりしているのです。なぜははっきりあんな認めないのですか。はっきりしているんですよ。

○赤城國務大臣 私のほうははっきりしておるのです。(笑) ICAOの地図を基礎にして、国連の地図をそれにつけ加えて、それからアメリカから手に入れたものもあるから、それを参考に

して作る。非常にはっきりしておる。

○岡田委員 それじゃもっと具体的に伺いましう。金門、馬祖を含む地域の地図を、中国の沿岸並びに陸地の地図を、自衛隊としては作るために、地理調査所に発注された事実はありませんか。

○赤城國務大臣 発注されていると思えます。この間飛鳥田委員が出したよ

うなものを作成中ですから、発注しているはずですね。

○岡田委員 じゃお認めになったのですね。その地図の場合に、アメリカ軍の地図というものは使っておられませんか。どうなんですか。

○赤城國務大臣 地図を作るのに、いろいろ材料を集めますから、ですから、ICAOの地図も使い、あるいは国連の地図も使い、その他正確を期するために、いろいろ資料を集めて作っている。何もそうアメリカの地図、アメリカの地図とばかり言わないで下さい。(笑)

○岡田委員 あなたはそう言うけれども、今にだんだんにわかる。それじゃ建設大臣に伺いましう。地理調査所の所長も来ますね。この中国の関係で、今の金門、馬祖の地図、その他の地図、自衛隊から発注のあった地理調査所の地図は、何も秘密じゃありませんか。

○村上國務大臣 別に秘密ではありません。岡田委員 じゃ、秘密ではありませんので、アメリカの地図というものも使つておる、現実として使つておるといふことも、秘密じゃないはずでしょう。このことは、きょうの交渉によつていつているはずですが、どうですか。

○村上國務大臣 失礼ですが、もう一度……。

○岡田委員 防衛庁から渡された地図の作成にあたっては、アメリカの軍用地図を原図にして——ICAOの地図その他もあるでしょう。あるでしょうが、その軍用地図というものと一緒にして、地理調査所でこれは作つてい

る。これは別に秘密じゃないのです。この点は間違いございませんでしよう、こう言うのです。

○村上國務大臣 その通りであります。先ほど防衛庁長官がお答えしたように、あるいはまたアメリカの航空会社等を使つておるような地図、それらを参考にして原図を作っております。

○岡田委員 それ見なさい。軍用地図を使っているじゃないですか。参考じゃない、使っているじゃないか。これはあなたが自分の方が正しいと言っている、間違つておるじゃないですか。あなた、取り消しなさい。そうじゃないか、はっきりしているじゃないか。それじゃ具体的に伺いましう。こ

としの二月の中旬に、樺東米陸軍地図局の司令官のストリックランド中佐の提案に基づいて、ついでこの間です、四月二十二日、樺東米陸軍地図局と地理調査所と防衛庁も加つて、地図の作成会議を開いているはずですよ。そうでしょう。防衛庁からだれが出ていますか。

○赤城國務大臣 地図を作ることを地理調査所ですかに頼んだのですから、防衛庁からも人が出ておると思えます。その人がだれか、今突然言われても名前覚えておりませんが、それは防衛庁からも出ておるはずですよ。

○岡田委員 それじゃ、赤城さんは、この会議のあったことをお認めになるのでしう。

○赤城國務大臣 いつ幾日ということとは、私は記憶していませんが、要するに、防衛庁から地図を注文しているのですから、防衛庁の人が始終集まつて、その地図を完全なものにしていく

ために、あるいは印刷上のことや何かで相談するのはあたりまえだと思えますから、そういう事実はあると私は思っています。

○岡田委員 あると思えますとお話しですが、それじゃ、いわゆる極東米陸軍地図局、簡単に言うとAMSF、これもその会議に参加しているでしょう。

○赤城國務大臣 それは私も参加していないのじゃないかと思いますが、今建設大臣に隣で聞きましたら、防衛庁からそのときには出てないそうです。(笑)

○岡田委員 自分の所管のことも、隣の大任に聞かなければわからないのですか。(笑) だらしがないじゃないですか。

それじゃ、隣の大任の方がおわりのようだから……四月二十二日の会議にはAMSFは出席しておりますね。AMSFのFE、いわゆる極東米陸軍地図局、これは米軍の地図作成の担当局ですが、これは四月二十二日の会議には出席しておりますでしょう。

○村上國務大臣 地理調査所としては会議をいたしておりますが、防衛庁はその際に加わっておらないと思えます。

○岡田委員 いや、AMSFが出てくるかどうか。

○村上國務大臣 アメリカは出ております。

○岡田委員 ほれ見なさい。赤城さん何にも知らない。赤城さんは、出てないと思えます。あなたの聞いた隣の人の方は、ちゃんと出ていって、言っている。あなたの答弁がいかに間違っているかというのがわかりましたね。

○小澤委員長 今、村上建設大臣に発言を許しました。

○村上國務大臣 防衛庁がその席には出ていないということを私は申し上げております。

○岡田委員 それじゃ、地理調査所からだれが出ました。

○村上國務大臣 出た本人が来ておりますから、本人に一つお答えさせます。

○武藤説明員 お答え申し上げます。日にちは正確に覚えておりませんが、五万分の一の修正をするのにつきましては、数回AMSFと会議しております。

○岡田委員 今の方はどういう方ですか、所長ですか。

○小澤委員長 地理調査所所長です。

○岡田委員 所長さんに伺いますが、四月二十二日の会議というのは非常に重要な会議ですが、この会議にはあなたが御出席になったのですか、それとも、それ以外に桑原さんも出ていますか。

○武藤説明員 多くの場合、向こうと会議をする場合には、私のほかに測地部長、測図部長、各関係部長はほとんど出席いたすのが慣例になっております。これはときどき、技術的な交換とか、いろいろなことでも会議をやっております。桑原さんも出ておりました。

○岡田委員 桑原さんが出ておるということなんです。そのほかの人ももちろん出ています。桑原さんという人は元陸軍中將なんです。そして地理調査所の渉外広報室付の嘱託なんです。そうですね。

○武藤説明員 お答え申し上げます。実は私は、行政協定の何条とかいうようなことは知りませんが、地図を作る、何といいますが、同業者として、これは単にAMSFばかりじゃありません、ほかの国とも技術協力ができる場合には、できるだけやるようにしております。

○岡田委員 いや、行政協定でしょう。

○武藤説明員 私は、よく行政協定の条項を存じておりません。

○岡田委員 じゃ、条約局長でもけっこうです、その他の方でもけっこうです。米軍が地理調査所に頼んだり何かする場合には、当然行政協定の規定に基づいてやらなければならぬのでしよう。第七条の、最低の値段で、そして優先的にやるという規定になるのでしよう。違うのですか。

○高橋(通)政府委員 第七条とはちよと関係ないと思えます。第七条は、日本国政府の各省その他の機関、日本政府が管理し、規制をする公益事業及び公共の役務を利用することができるといふ問題でありまして、現実の問題とこれとは関係ないと思えます。

○岡田委員 いや、それに基づいて地理調査所を利用しているのですよ。そうですね。

それでは建設大臣に伺いますが、そんな規定もなしに、ただやっているのですか。そうじゃないとどうして言えるのですか。はっきりしているのではありません。

○藤山國務大臣 今の建設大臣の話によりまして、先般締結しました条約農産物協定の積立金によって、日本の地図を作成することに費用を出しております。

ります。従いまして、地理調査所自身、そういう日本の地図を作成するという会議を開いて、関係の知識を得るためにそういう方々を招請した、こういうことであります。

○岡田委員 それは藤山さん、ついでこの間の合意議事録です。その前からやっているのです。あなたは、それは余剰農産物の適用の問題だと言われる。あなたの言うように、それに関する限りはその通りなんです。それ以外のことを聞いていますのですよ。だから、はっきりしなさいと言っている。

○村上國務大臣 お答えいたします。これは日本の五万分の一の地図が相当修正していかなければならない、これをもう少し明確にしていこう、正確なものを作ろうという意味でありまして、行政協定とか何とか、そういうような意味では絶対にならないのであります。

○岡田委員 しかし、あなたは先ほど、AMSFと再三会議をやっていると仰いましたね。会議をやる限りは前の協定がある。今のあなたの話しの余剰農産物の関係はそうでしょう。しかし、それ以前に会議があると言っているときに、何か協定がなければ会議はやれないですよ、あなた、そんなことを言ったって。

○村上國務大臣 再三会議をやっているということではないのであります。で、会議はしましたが、それは要するに、アメリカの新しい技術、あるいは航空写真等のそういう技術についての研究をいたしておるのであります。技術的な問題を聞いていますわけでありまして、

○岡田委員 それじゃ防衛局長に伺いますが、自衛隊の百一測量大隊というのが立川にありますね。

○加藤(陽)政府委員 百一であったかどうか、はっきり覚えてませんが、測量部隊はございます。

○岡田委員 加藤さんに聞いて伺います。あの測量大隊が立川にあるのです。その分遣隊を王子に分遣している。それはAMSの中に分遣している。AMSというのは、極東米陸軍地図局の中に分遣している。人数は十名である。制服は五名、職員が五名である。これはもうそでないという証拠に、アメリカの米軍用電話番号表にはつきり出ている。そうですね。

○加藤(陽)政府委員 分遣隊がおります。

○岡田委員 分遣隊が米軍の地図局の中にいるのです。赤城さんはおそらく知っているでしょうが、名前もはっきりわかっているのです。大久保一尉、内藤二尉、松本善雄氏、これらの人々がいるでしょう。そして、この分遣隊の職務というものは、アメリカの地図局の協力のもとに、日本の自衛隊の地図についていろいろの協力をやっている。そうですね。

○赤城國務大臣 あなたが相当詳しく調べているようですから、その通りだと思えます。

○岡田委員 あなたはついに泥を吐きましたね。あなたは相当詳しく調べているようですからその通りです、私が調べてなかったら、知りませんと言ったものでした。私は私に聞いています。防衛庁は今、昔の兵用地誌に該当するような国外地誌規則、中国、ソビエト関係の地図を持っているのでしよう。どうです。

○赤城國務大臣 持っているとは思

○岡田委員　加藤防衛局長、持っていますね。兵用地誌に該當する国外地誌規則、中ノ關係を少なくとも十五種類持っているはずだ。これは米軍の提供で、自衛隊の王子の分遣隊の中で調べたものです。そうでしょう。

○加藤(陽)政府委員 国内におきまして、自衛隊の運用上必要な地図の作成につきまして、米軍の協力を受けてやっているとすることはございます。国外については今存じません。

○岡田委員 持っていないことはないですよ。持っていますよ。地理調査所では発注を受けていませんか。どうですか。

○武藤説明員 お答え申し上げます。
いわゆる普通の地誌は発注を受けてお
ります。

○岡田委員 発注を受けているのですよ。だから作っているのです。しかもこれは、地図の三分の一に縮刷したものです。これは飛鳥田君のと違う、金門、馬祖を含んだものです。ですか

ら、飛鳥田君の地図の四九八に該当するものですよ。これが四九八に該当する地図で、これはすでに製作されて、防衛庁に渡っているはずです。そうでしょう。赤城さんどうですか、はつきりお答え下さい。

○赤城国務大臣　一々の地図に私は目を通していませんから、渡っているか渡っていないか、わかりません。

これは昭和三十四年の分も三十三年の分も、きょうは全建労の関係の組合の決議として、すでに配付済みであるという印刷物までできているのですよ。ですから、この地図はもうすでに自衛隊に

の他は、秘密の事項ではないと言う。これははっきり秘密の事項じゃない。従って、これは当然完成をして、防衛庁その他に配付されておる。だから、その一部であるということは間違いない。それは地理調査所の方としても、

三十二年も三十四年も、すでに防衛庁その他に対して、完成をして渡したんしょう。これは間違ひありませんでしよう。

○村上国務大臣　建設省の地理調査所といったしましては、世界各国の地理調

査庁から発行されておるものを参考に
して、それを拾い出して作っておるも
のであります、何ら秘密でも何でも
ありません。

○岡田委員 秘密ではない。これはあなたのおっしゃる通り、秘密でも何でもないのです。それで防衛庁から発注

○村上海務大臣　前のずっと古いもの
したものが、三十四年度分、三十三年
度分は完成して、防衛庁の方へ引き渡
されたでしょう、私の言うのは、こう
聞いているんですよ。

は渡されたと思いますが、最近のものはまだ渡していないようであります。

○岡田委員　すでに渡されておる。秘密ではないのだからいいんです。これは私、はつきり言っておきます。地理調査所の関係で調べた資料ではないの

ですから、はつきり申し上げておきます。これは大臣にも所長にもはつきり言っておきます。全部わかっておるん

です。秘密じゃないからわかるのはあたりまえです。それを赤城長官は隠している。これはここに、自衛隊航空図一九五八年八月調製、このようにはっきり書いてある。ナンバーは四九八、これは明らかに自衛隊の航空図で

ある。間違ひありませんね。加藤局長、どうですか。それを縮刷したんですよ。これは飛鳥田君のと同じものです。

○加藤(陽)政府委員 この前、赤城長官からお答えになりました通り、飛鳥田委員のお示しになりましたようなものは作成しております。その一部といえますれば、その前提に立って考えればそうだと思います。

○岡田委員　そういうふうにお認めになったので、はっきり伺いますが、この中にははっきり金門、馬祖が出ておるし、中国大陸が全部出ておる。申し上げてみますが、この中には軍用飛行場が三カ所——二重まるになっており

ますが、施設された飛行場が十七カ所、軍民両用の——これは南京であるが、一カ所、全部これは航空写真に基づく

ものであります。これは極東米軍、AMSFEが作った原図に基づいて自衛隊が作った、その通りでしょう。それでいいじゃないですか。それをお認めになるなら、それでけっこうですよ。

○赤城国務大臣 いろいろ参考にして作りまするが、そういうものも入っていると思います。

○岡田委員 はっきりあなたはお認めになったわけですが、この下には、米津より供与された航空國の地名を漢字

にした、こう書いてある。明らかにこれは米軍の原図です。加藤さん、原図とお比べなさい。こういうふうに赤い

点々をした、この中は原図で言えば黄色です。黄色のところは、不確実地域として、今後これは直されていくところですよ。赤城さんがこの前から完成されないと言っておるのは、これなのです。いかにしてこれを完成するか。この

上にアメリカの飛行機を飛ばして、そして航空写真をとって、これを完成するのです。これは明らかにアメリカの侵略行為です。そうじゃありませんか。

○赤城國務大臣　御承知のように、これは國際的の軍事關係から言ひまして、人の領空を通じて、その領空侵犯をすれば問題が起きます。でありますから、私はそういう事實はないと思ひます。航空写真でとつたという事實は

ないと思います。それが侵略だということには、少し論理のギャップがあると思います。先ほどから聞いていましたように、何か地図をとればそれが侵略だというような論理には、非常にギャップがあると思います。たとえば

ば、これは中共でもソ連でも、私は日本の地図をとっておるだろうと思います。日本の地図をとっておるがゆえ

に、中共は侵略国である、ソ連は侵略国である、こういうことには私の結論は出ないと思います。

○小澤委員長 この際、飛鳥田一雄君から関連質疑の申し出があります。こ

れを許します。飛鳥田一雄君。
○飛鳥田委員　今防衛庁長官は、他国の上を飛ぶようなことがあれば領空侵犯である、だから飛ばないはずだ、こうおっしゃった。ところが、今岡田君が示された自衛隊航空隊の四九八、こ

の四九八の下の備考欄を見ますと、このように書いてあります。「本図の訂正及び追加に気づいた自衛隊員は、本図にそ

の旨記入して航空幕僚監部に送付されたい」「こう書いてあるわけです。これは中国の真上です。中国です。中国の訂正及び追加に気づいた自衛隊員は、本図にそのままその旨を記入して、幕僚監部に送付されたい。こう書いてあ

るわけですよ。飛んでいないはずの自衛隊員までこういう指示をうけているところというのは、今ここで答弁をせられることと、現実に行なっていることと、あ

まりに違い過ぎやしませんか。

○赤城国務大臣　あまりに違つた御質問だと思つたのです。日本の自衛隊として、日本国内の地図を作ります。その場合に、自衛隊員として、間違つておるといふ場合には、これは申し出れ

ば、国内の地図で間違っておることがあれば訂正する、それをそのまま知らずに、そっくりそこに印刷してしまっただけなんです。だから、この間申しあげましたように、まだ完成はしていないのだ、そういう間違いがあるので

す。日本の地図の中に書くべきものを、ほかの地図の下の方へ書いたというようなことは、まだ十分その地図が

上を飛んで、聞違つておったならばそれで済みますから、まだ未完成でいろいろ検討しておる。こういうことをこの間申すのであります。決して外国の

それで訂正しろというようなものではな
しに、国内の地図に対する注意が、そ
のままそういうところに転載された、
そういう事実でございます。

○飛鳥田委員 率強付会という言葉が
ありますが、まさに御説は、それが当

たるものだとは私は思わざるを得ません。かりにあなたが未完成だとおっしゃって見たところで、現実にはこうい

うふうに印刷をされ、そうしてそれは自衛隊に納付され、自衛隊員に配付をされ、そうしてその一つ一つの地図は、すべて金門、馬祖を含むというような中国の奥地までの地図である以上、未完成だなどとおっしゃること

は、この答弁としては、私たちはこれ以上あなたの首根っこを押えて、ぎゅうぎゅういわせるわけにはいかなのですから、それで通るかもしれない。しかし、通らないものがあることを、あなたはやがてお悟りになる必要があります。少なくとも国民は、あなたのこの答弁をそのままに受け取るはずはない、やがて歴史がこれをさばくだろう、こう私は考えざるを得ないのであります。今までの答弁を伺っておりますと、あれやこれや、問題の基礎をはずしたり、とぼけたり、こういうことが、一体ただけ国民の疑惑を深めておるかを、あなた方もお悟りになつてき始めたはずであります。

もう一度、私はあえて繰り返して伺います。このようなものを現実に他國の地圖の上にちゃんと印刷をせられて、これを現実に各隊に配付していらつしやる、こういう事実を、あえてそれでもあなたは未完成とおっしゃつて、最後までお通しになれるのですか。もしそうだとおっしゃるのなら、もう一度ここでおっしゃつていただきたい。私は、あなたにやがて国民の審判が下るであろうことを、ここに付け加えておきます。

○赤城國務大臣 率強付会であるというお言葉は、私の方からお返ししたいと思ひます。私の方では、決して率強付会ではありません。中国の上空を日本の飛行機が飛んでいる事実は絶対にありません。沿海州を飛んでいる事実もありません。でありますから、それによつて写真をとっている事実もありません。その地圖の上に、間違つておつたならば直せということ、国内の地圖の上へ書いた文句そのままを向

こうへ移記した、写しておつたということでありまして、これは間違ひであるから、そういうものは直さなければならぬと思つております。

○岡田委員 あなたは答弁の中で幾つかの点がはつきりしてきたのですが、四月の十五日のあなたの答弁の中で、幕僚監部が米軍当局から提供された原圖を使つて印刷をしている、この場合の米軍当局からの原圖というものは、さつきから認められたわけですか。これは米軍から供与された航空圖という、その限りにおいてははつきりとお認めになつたわけですか。この点が第一点。それから第二の点は、これは航空写真に基づくものです。航空写真に基づくから、未確認地域を確認するためには、日本の自衛隊が飛ばなくとも、アメリカの飛行機が飛んで、そしてこれを航空写真に写すわけですか。これは明らかになつてきています。これはそういうことで確認をされて、そしてこれが作られていてはつきりしてあります。こういう点は非常にはつきりしてあります。しかも、防衛庁は、測量大隊の一分遣隊をアメリカの地圖局、秘密に言つて、極東米陸軍地圖局に分遣隊を置いて、この形でアメリカの地圖を日本の自衛隊が供給を受けて、このような地圖を作つておられるわけですか。これはもうはつきりしている事実です。これはお認めになるわけでしょうか。

○赤城國務大臣 今御指摘の点、私の申し上げることと違つております。第一は、地圖を作るにつきまして、ICAO、国連あるいはアメリカから入つたものを参考にしておる、こう申し上げておるので、基礎としてはICAOの地圖を中心としております。第二

に、中共等について日本の航空隊は航空写真をとらないかもしれないが、アメリカの飛行機が航空写真をとつたうということを認めたろうということでありまして、私は認めません。先ほど申し上げましたように、どの國でも他國の領空を侵犯すれば問題が起きますから、アメリカといたしましても中共の空の上を飛んで航空写真をとつておるということとは、これはない。私は思ふと先ほど申し上げたので、岡田さんの言われていることと違つています。

○岡田委員 あなたはそういう強弁をしたつて、國民は許しませんよ。はつきり米軍の地圖である、航空圖であるということを言っているじゃありませんか。しかも、この航空写真をとつたというところ、あつてもと明らかになりますか。ともかくも、これはアメリカのいわゆるAMSE、この機關がこれを作つた。それに対して、日本の自衛隊は、その地圖の原圖を基礎にして、幕僚監部の言う通りに、アメリカの軍用地圖を使つてこのように作つておる、これは間違ひないですよ。これは國民は、明らかにそういうふうに見ざるを得ないですよ。はつきりしているじゃないですか。

○赤城國務大臣 岡田さんは非常に間違つておられると思ひます。航空地圖といふものは、航空写真とは違ふのです。普通の地圖で、その普通の地圖の上へ、航空路とか危険地帯とかいふものを書き入れたものが航空圖で、航空写真とは違ふ。どうも航空写真のような御質問でありまして、航空写真ではなく、航空圖といふものは、普通の圖とそう違つたものではありません。

○小澤委員長 この際、戸叶里子君より関連質疑の申し出があります。これを許します。戸叶里子君。

○戸叶委員 今の地圖のことで、関連して伺いたいと思ひます。先ほどの藤山外務大臣の御答弁の中にもちよつと触れられましたけれども、二月十八日に、外務省で、藤山外務大臣とマッカーサー・アメリカ大使との間で書簡が交換された。その書簡は、米國政府が日本銀行に持つておる預金の一部約二十三億七千万円を、日米兩國によつて使うということを含意されているはずでございますが、お認めになりますか。

○藤山國務大臣 余剰農産物の資金を新しく活用する交換公文を交換いたしましたことは、事実でございます。

○戸叶委員 その中で、その使用について、六つの計画について合意されたというのを聞いております。その一つが、日米共同地圖作成計画で、そのためには、二億五千二百万円使うということが約束されたと思ひます。この地圖作成計画の予算は、たしか三千六百九十万円じゃないかと思ひますけれども、それに、さらにこれだけのお金を使つて地圖を作成する。それは、アメリカの陸軍極東方面地圖作成部が、わが國の地圖の作成または入手を望んだけれども、そういうものが今手に入らない。そこで、アメリカの方で必要な資金を提供して、地理調査所の地圖作成に乗り出すことになつて、両方の希望がいられることになつたといふことを私は聞いておりますけれども、このことをお認めになりますか。

○藤山國務大臣 内容の詳しい点については建設省からお答えすることが適

当だと思ひますけれども、日本の地圖が不備で、日本國民として、日本の四つの島の地圖をできるだけ正確にしていきたいという希望は持つておられるわけでございます。そういう意味において、われわれ、できるだけそういうことの技術的援助なり、あるいは余剰農産物等の資金が使えますれば、それは適當なことだと思つております。なお他の点については……

○戸叶委員 そうしますと、飛鳥田委員の示されました地圖は、この計画による地圖であるかどうか、それを伺いたいと思ひます。

○村上國務大臣 この計画は、航空地圖といふようなものではなくて、日本の五万分の地圖が非常に古くなつて、正確な点がありませんので、五万分の地圖を新しく修正して……といふことであります。

○戸叶委員 ところが、アメリカの陸軍極東方面の關係者が望んでおるのは、極東地域を示した地圖を日本と一緒に作りたいといふことを希望して、そして、ここで合意をしていくわけでございます。そうなつてくれば、今度は一体どういふふうな地圖を作られ、この資金によつてどういふ内容の地圖を作られようとしているか、その地圖がどの程度までできていて、これを示していただきたいと思ひます。

○村上國務大臣 ただいまのところでは、五万分の地圖を修正するだけであります。それで、二億程度のお金は、日本の国内の約五分の一程度しか修正できません。少なくとも十億ぐらいの費用がなければ、五万分の地圖の修正は全国的にでき上がらないので

ありまして、よそこの騒ぎではありません。

○戸田委員 私は、関連ですから、もう一点でやめますけれども、先ほどから岡田委員が、アメリカの地図を基にしてこういうものを作ったのではないかと、そういうことを言われているのに対して、そうではない、そうではないと盛んに否定されております。けれども、こういうふうな事実を見ましても、アメリカの示されたもので協力をしているということがあるということが言えるのではないかと、この点を私は伺いたいのではないかと、関連ですから、私はこれでやめます。

○村上国務大臣 どうも地図作成上の技術的な観点から、日本よりも、遺憾ながらアメリカの方が電子工業等が非常に発達いたしておりますから、測量技術あるいは正確度という点、測量が、われわれ非常に教えられる点が多々ありますので、年に一回くらい、そういうような技術的な交換をいたしておる次第であります。

○岡田委員 それでは少し進めますが、先ほど加藤防衛局長は、王子分遣隊をお認めになった。王子分遣隊というのは、極東米陸軍地図局の中にある。これは英語で言うと、US・アーミィ・マップ・サービス・フアー・イースト、AMSF E、これは北區下十条千八百九十四番地、現在の司令官はストリックランドという人だと思えますが、この点はそうでございます。

○加藤(陽)政府委員 正確な名前前は存じません。私存じておりますことは、先ほど申し上げたようなことであります。

○岡田委員 番地は。○加藤(陽)政府委員 番地も今記憶しておりません。

○岡田委員 建設大臣、この間、会議をやられたのですが、ストリックランド中佐であつて——まあ、王子にあることは事実だと思ひますが、そう思ひませんか、そうでしよう。隠す必要はないのです。これは、もうはっきり出ているのです。全部ここに載つております。

○村上国務大臣 御指摘の通りのようであります。

○岡田委員 AMSF Eはその通りであるということで、そこで出版した資料によりまして——これは全部そこで出版をいたしました資料であります。その資料の中で、——赤城さんは違ふとかなんとか言われておりますが、これは日本語で書かれておる。「地図はど真でアメリカは地図を作つておる」と、はっきり書いておる。これは、もうはっきり書いてある。しかも、これについては、それ以外に——あな

たにも資料をあつて差し上げますが、AMSF Eというものはどういふものか、これは全部書いてあります。これは今資料を配付してもらつていいわけですが……(「もうしたよ」と呼ぶ者あり)これの中に、はっきり書いています。地図作成の順序を説明すると、目標地図が決定したら、その地域について徹底的な調査を行なう。まず、その地域が載つておるか載つていないか、空中撮影でその地域の写真をとる。空中撮影写真は、前には飛行機の傾斜でできるゆがみが最大の難点であつたが、

今では、投影機を使えば傾斜角度がわかるので、ゆがみが訂正できるようになつておる。どうですか、航空写真だと言つておるじゃないですか。米軍の調べておるのは航空写真ですよ。航空写真ならば、さつきから言つておるやうに、中国のこの写真を作つたのは、航空写真でとつておる。明らかに、あなたが反対しているやうに、中華人民共和國の領域を侵害して、アメリカがやつたということがはっきりしているじゃないか、どうなんですか。

○赤城國務大臣 御説明を受けないで、地図を作るのには空中写真で作るのが一番適當だと思ひます。しかし、だからといって、人の国の了解を得ないで領空侵犯して、その国の航空写真をとるということは、これは許されないことであるから、それは私は信じません。

○岡田委員 そのように信じられないことが行なわれる。たとえば、滑走路の距離、キロメートルまで書いてある。標高も書いてある。これは航空写真か、現地で見るとはいいじゃないか。現地に入つていないならば、これは写真でとつたのは明らかじゃないですか。しかも、AMSF Eの資料の中では、航空写真でとつたという。あなたは信じられないといつても、国民は明らかに知つておる。明らかですよ。あなたは、そのように言わなければ、アメリカにしかられるから、言わないのか。はつきりしているじゃないか。

○赤城國務大臣 アメリカにしかられるからでも何でもありません。これは常識じゃありませんか。人の国に行つて領空侵犯までして写真をとるといふことは許されません。自分の国の地図を、自分の空の上から写真をとつてやつておるといふこと、これはあります。中には、世界のおおのの国から提供されたものをまとめたものもありまして、人の国へ行つて、領空侵犯までして写真をとるといふことは、私は何度も言ひますが、信じられません。

○岡田委員 あなたは信じないけれども、それが黒いジェット機なんですよ。わかりましたか。アメリカの黒いジェット機なんです。しかし、私は、こればかりにこだわつてはおられませんので、續いて言ひますが、AMSF Eの中には、現在日本人で雇用されておる者が、調達庁長官、どのくらいおられますか。私の調べている限りでは、昭和二十九年当時は九百五十名、現在は八百五十名いるはずですよ。

○丸山政府委員 地理関係に従事してゐる労働者数は、現在正確のところを存じておりません。必要ならば、調べお答え申し上げます。

○岡田委員 それじゃ、必要ですか。具体的に言ひましょう。いいですか。全部で八百五十名、米軍極東地図局に勤務する日本人の勤務者、配属所名まで全部出ています。総本部十七名、第二十五技術大隊三十四名、作業本部八名、地理調査部部長付二名、人文地理課五名、自然地理課三名、図書及びサービス課七名、地理課調査課課長付五名、それから測地部というやうな——これは全部申し上げる時間がかかりますから、これで省略いたしますが、資料を差し上げますが、八百五十

名の日本人がおります。あなたが、この前参議院の予算委員会では、何か、いるのだから、いないのだから、わからないやうなことを言つたけれども、もしわからなければ、名前も全部覚えてあげます。名前も全部ここに書いてある。人の顔も全部出ています。あなたに伺ひますが、こういう人たちは、行政協定の基本労働契約によつて行つてゐる者が大半だと思ひますが、どうですか。

○丸山政府委員 その通りだと思います。

○岡田委員 ところが、あなたの方で提出されましたこの基本労働契約に關する事項には、そういう詳細のことが全然出ていない。あなたの提出資料では、これは全然わかりません。たとえば、具体的に言ひましょう。基本労働契約に基づく、軍事情報顧問、軍事情報分析員「A」、軍事情報分析員「B」、特殊語学顧問、軍用人種学分析員「A」、軍用人種学分析員「B」、軍用人種学分析員「C」、軍事情報分析員「D」、軍事情報分析員「E」、軍事情報分析員「F」、軍事情報分析員「G」、軍事情報分析員「H」、軍事情報分析員「I」、軍事情報分析員「J」、軍事情報分析員「K」、軍事情報分析員「L」、軍事情報分析員「M」、軍事情報分析員「N」、軍事情報分析員「O」、軍事情報分析員「P」、軍事情報分析員「Q」、軍事情報分析員「R」、軍事情報分析員「S」、軍事情報分析員「T」、軍事情報分析員「U」、軍事情報分析員「V」、軍事情報分析員「W」、軍事情報分析員「X」、軍事情報分析員「Y」、軍事情報分析員「Z」、軍事情報分析員「AA」、軍事情報分析員「AB」、軍事情報分析員「AC」、軍事情報分析員「AD」、軍事情報分析員「AE」、軍事情報分析員「AF」、軍事情報分析員「AG」、軍事情報分析員「AH」、軍事情報分析員「AI」、軍事情報分析員「AJ」、軍事情報分析員「AK」、軍事情報分析員「AL」、軍事情報分析員「AM」、軍事情報分析員「AN」、軍事情報分析員「AO」、軍事情報分析員「AP」、軍事情報分析員「AQ」、軍事情報分析員「AR」、軍事情報分析員「AS」、軍事情報分析員「AT」、軍事情報分析員「AU」、軍事情報分析員「AV」、軍事情報分析員「AW」、軍事情報分析員「AX」、軍事情報分析員「AY」、軍事情報分析員「AZ」、軍事情報分析員「BA」、軍事情報分析員「BB」、軍事情報分析員「BC」、軍事情報分析員「BD」、軍事情報分析員「BE」、軍事情報分析員「BF」、軍事情報分析員「BG」、軍事情報分析員「BH」、軍事情報分析員「BI」、軍事情報分析員「BJ」、軍事情報分析員「BK」、軍事情報分析員「BL」、軍事情報分析員「BM」、軍事情報分析員「BN」、軍事情報分析員「BO」、軍事情報分析員「BP」、軍事情報分析員「BQ」、軍事情報分析員「BR」、軍事情報分析員「BS」、軍事情報分析員「BT」、軍事情報分析員「BU」、軍事情報分析員「BV」、軍事情報分析員「BW」、軍事情報分析員「BX」、軍事情報分析員「BY」、軍事情報分析員「BZ」、軍事情報分析員「CA」、軍事情報分析員「CB」、軍事情報分析員「CC」、軍事情報分析員「CD」、軍事情報分析員「CE」、軍事情報分析員「CF」、軍事情報分析員「CG」、軍事情報分析員「CH」、軍事情報分析員「CI」、軍事情報分析員「CJ」、軍事情報分析員「CK」、軍事情報分析員「CL」、軍事情報分析員「CM」、軍事情報分析員「CN」、軍事情報分析員「CO」、軍事情報分析員「CP」、軍事情報分析員「CQ」、軍事情報分析員「CR」、軍事情報分析員「CS」、軍事情報分析員「CT」、軍事情報分析員「CU」、軍事情報分析員「CV」、軍事情報分析員「CW」、軍事情報分析員「CX」、軍事情報分析員「CY」、軍事情報分析員「CZ」、軍事情報分析員「DA」、軍事情報分析員「DB」、軍事情報分析員「DC」、軍事情報分析員「DD」、軍事情報分析員「DE」、軍事情報分析員「DF」、軍事情報分析員「DG」、軍事情報分析員「DH」、軍事情報分析員「DI」、軍事情報分析員「DJ」、軍事情報分析員「DK」、軍事情報分析員「DL」、軍事情報分析員「DM」、軍事情報分析員「DN」、軍事情報分析員「DO」、軍事情報分析員「DP」、軍事情報分析員「DQ」、軍事情報分析員「DR」、軍事情報分析員「DS」、軍事情報分析員「DT」、軍事情報分析員「DU」、軍事情報分析員「DV」、軍事情報分析員「DW」、軍事情報分析員「DX」、軍事情報分析員「DY」、軍事情報分析員「DZ」、軍事情報分析員「EA」、軍事情報分析員「EB」、軍事情報分析員「EC」、軍事情報分析員「ED」、軍事情報分析員「EE」、軍事情報分析員「EF」、軍事情報分析員「EG」、軍事情報分析員「EH」、軍事情報分析員「EI」、軍事情報分析員「EJ」、軍事情報分析員「EK」、軍事情報分析員「EL」、軍事情報分析員「EM」、軍事情報分析員「EN」、軍事情報分析員「EO」、軍事情報分析員「EP」、軍事情報分析員「EQ」、軍事情報分析員「ER」、軍事情報分析員「ES」、軍事情報分析員「ET」、軍事情報分析員「EU」、軍事情報分析員「EV」、軍事情報分析員「EW」、軍事情報分析員「EX」、軍事情報分析員「EY」、軍事情報分析員「EZ」、軍事情報分析員「FA」、軍事情報分析員「FB」、軍事情報分析員「FC」、軍事情報分析員「FD」、軍事情報分析員「FE」、軍事情報分析員「FF」、軍事情報分析員「FG」、軍事情報分析員「FH」、軍事情報分析員「FI」、軍事情報分析員「FJ」、軍事情報分析員「FK」、軍事情報分析員「FL」、軍事情報分析員「FM」、軍事情報分析員「FN」、軍事情報分析員「FO」、軍事情報分析員「FP」、軍事情報分析員「FQ」、軍事情報分析員「FR」、軍事情報分析員「FS」、軍事情報分析員「FT」、軍事情報分析員「FU」、軍事情報分析員「FV」、軍事情報分析員「FW」、軍事情報分析員「FX」、軍事情報分析員「FY」、軍事情報分析員「FZ」、軍事情報分析員「GA」、軍事情報分析員「GB」、軍事情報分析員「GC」、軍事情報分析員「GD」、軍事情報分析員「GE」、軍事情報分析員「GF」、軍事情報分析員「GG」、軍事情報分析員「GH」、軍事情報分析員「GI」、軍事情報分析員「GJ」、軍事情報分析員「GK」、軍事情報分析員「GL」、軍事情報分析員「GM」、軍事情報分析員「GN」、軍事情報分析員「GO」、軍事情報分析員「GP」、軍事情報分析員「GQ」、軍事情報分析員「GR」、軍事情報分析員「GS」、軍事情報分析員「GT」、軍事情報分析員「GU」、軍事情報分析員「GV」、軍事情報分析員「GW」、軍事情報分析員「GX」、軍事情報分析員「GY」、軍事情報分析員「GZ」、軍事情報分析員「HA」、軍事情報分析員「HB」、軍事情報分析員「HC」、軍事情報分析員「HD」、軍事情報分析員「HE」、軍事情報分析員「HF」、軍事情報分析員「HG」、軍事情報分析員「HH」、軍事情報分析員「HI」、軍事情報分析員「HJ」、軍事情報分析員「HK」、軍事情報分析員「HL」、軍事情報分析員「HM」、軍事情報分析員「HN」、軍事情報分析員「HO」、軍事情報分析員「HP」、軍事情報分析員「HQ」、軍事情報分析員「HR」、軍事情報分析員「HS」、軍事情報分析員「HT」、軍事情報分析員「HU」、軍事情報分析員「HV」、軍事情報分析員「HW」、軍事情報分析員「HX」、軍事情報分析員「HY」、軍事情報分析員「HZ」、軍事情報分析員「IA」、軍事情報分析員「IB」、軍事情報分析員「IC」、軍事情報分析員「ID」、軍事情報分析員「IE」、軍事情報分析員「IF」、軍事情報分析員「IG」、軍事情報分析員「IH」、軍事情報分析員「II」、軍事情報分析員「IJ」、軍事情報分析員「IK」、軍事情報分析員「IL」、軍事情報分析員「IM」、軍事情報分析員「IN」、軍事情報分析員「IO」、軍事情報分析員「IP」、軍事情報分析員「IQ」、軍事情報分析員「IR」、軍事情報分析員「IS」、軍事情報分析員「IT」、軍事情報分析員「IU」、軍事情報分析員「IV」、軍事情報分析員「IW」、軍事情報分析員「IX」、軍事情報分析員「IY」、軍事情報分析員「IZ」、軍事情報分析員「JA」、軍事情報分析員「JB」、軍事情報分析員「JC」、軍事情報分析員「JD」、軍事情報分析員「JE」、軍事情報分析員「JF」、軍事情報分析員「JG」、軍事情報分析員「JH」、軍事情報分析員「JI」、軍事情報分析員「JJ」、軍事情報分析員「JK」、軍事情報分析員「JL」、軍事情報分析員「JM」、軍事情報分析員「JN」、軍事情報分析員「JO」、軍事情報分析員「JP」、軍事情報分析員「JQ」、軍事情報分析員「JR」、軍事情報分析員「JS」、軍事情報分析員「JT」、軍事情報分析員「JU」、軍事情報分析員「JV」、軍事情報分析員「JW」、軍事情報分析員「JX」、軍事情報分析員「JY」、軍事情報分析員「JZ」、軍事情報分析員「KA」、軍事情報分析員「KB」、軍事情報分析員「KC」、軍事情報分析員「KD」、軍事情報分析員「KE」、軍事情報分析員「KF」、軍事情報分析員「KG」、軍事情報分析員「KH」、軍事情報分析員「KI」、軍事情報分析員「KJ」、軍事情報分析員「KK」、軍事情報分析員「KL」、軍事情報分析員「KM」、軍事情報分析員「KN」、軍事情報分析員「KO」、軍事情報分析員「KP」、軍事情報分析員「KQ」、軍事情報分析員「KR」、軍事情報分析員「KS」、軍事情報分析員「KT」、軍事情報分析員「KU」、軍事情報分析員「KV」、軍事情報分析員「KW」、軍事情報分析員「KX」、軍事情報分析員「KY」、軍事情報分析員「KZ」、軍事情報分析員「LA」、軍事情報分析員「LB」、軍事情報分析員「LC」、軍事情報分析員「LD」、軍事情報分析員「LE」、軍事情報分析員「LF」、軍事情報分析員「LG」、軍事情報分析員「LH」、軍事情報分析員「LI」、軍事情報分析員「LJ」、軍事情報分析員「LK」、軍事情報分析員「LL」、軍事情報分析員「LM」、軍事情報分析員「LN」、軍事情報分析員「LO」、軍事情報分析員「LP」、軍事情報分析員「LQ」、軍事情報分析員「LR」、軍事情報分析員「LS」、軍事情報分析員「LT」、軍事情報分析員「LU」、軍事情報分析員「LV」、軍事情報分析員「LW」、軍事情報分析員「LX」、軍事情報分析員「LY」、軍事情報分析員「LZ」、軍事情報分析員「MA」、軍事情報分析員「MB」、軍事情報分析員「MC」、軍事情報分析員「MD」、軍事情報分析員「ME」、軍事情報分析員「MF」、軍事情報分析員「MG」、軍事情報分析員「MH」、軍事情報分析員「MI」、軍事情報分析員「MJ」、軍事情報分析員「MK」、軍事情報分析員「ML」、軍事情報分析員「MN」、軍事情報分析員「MO」、軍事情報分析員「MP」、軍事情報分析員「MQ」、軍事情報分析員「MR」、軍事情報分析員「MS」、軍事情報分析員「MT」、軍事情報分析員「MU」、軍事情報分析員「MV」、軍事情報分析員「MW」、軍事情報分析員「MX」、軍事情報分析員「MY」、軍事情報分析員「MZ」、軍事情報分析員「NA」、軍事情報分析員「NB」、軍事情報分析員「NC」、軍事情報分析員「ND」、軍事情報分析員「NE」、軍事情報分析員「NF」、軍事情報分析員「NG」、軍事情報分析員「NH」、軍事情報分析員「NI」、軍事情報分析員「NJ」、軍事情報分析員「NK」、軍事情報分析員「NL」、軍事情報分析員「NM」、軍事情報分析員「NN」、軍事情報分析員「NO」、軍事情報分析員「NP」、軍事情報分析員「NQ」、軍事情報分析員「NR」、軍事情報分析員「NS」、軍事情報分析員「NT」、軍事情報分析員「NU」、軍事情報分析員「NV」、軍事情報分析員「NW」、軍事情報分析員「NX」、軍事情報分析員「NY」、軍事情報分析員「NZ」、軍事情報分析員「OA」、軍事情報分析員「OB」、軍事情報分析員「OC」、軍事情報分析員「OD」、軍事情報分析員「OE」、軍事情報分析員「OF」、軍事情報分析員「OG」、軍事情報分析員「OH」、軍事情報分析員「OI」、軍事情報分析員「OJ」、軍事情報分析員「OK」、軍事情報分析員「OL」、軍事情報分析員「OM」、軍事情報分析員「ON」、軍事情報分析員「OO」、軍事情報分析員「OP」、軍事情報分析員「OQ」、軍事情報分析員「OR」、軍事情報分析員「OS」、軍事情報分析員「OT」、軍事情報分析員「OU」、軍事情報分析員「OV」、軍事情報分析員「OW」、軍事情報分析員「OX」、軍事情報分析員「OY」、軍事情報分析員「OZ」、軍事情報分析員「PA」、軍事情報分析員「PB」、軍事情報分析員「PC」、軍事情報分析員「PD」、軍事情報分析員「PE」、軍事情報分析員「PF」、軍事情報分析員「PG」、軍事情報分析員「PH」、軍事情報分析員「PI」、軍事情報分析員「PJ」、軍事情報分析員「PK」、軍事情報分析員「PL」、軍事情報分析員「PM」、軍事情報分析員「PN」、軍事情報分析員「PO」、軍事情報分析員「PP」、軍事情報分析員「PQ」、軍事情報分析員「PR」、軍事情報分析員「PS」、軍事情報分析員「PT」、軍事情報分析員「PU」、軍事情報分析員「PV」、軍事情報分析員「PW」、軍事情報分析員「PX」、軍事情報分析員「PY」、軍事情報分析員「PZ」、軍事情報分析員「QA」、軍事情報分析員「QB」、軍事情報分析員「QC」、軍事情報分析員「QD」、軍事情報分析員「QE」、軍事情報分析員「QF」、軍事情報分析員「QG」、軍事情報分析員「QH」、軍事情報分析員「QI」、軍事情報分析員「QJ」、軍事情報分析員「QK」、軍事情報分析員「QL」、軍事情報分析員「QM」、軍事情報分析員「QN」、軍事情報分析員「QO」、軍事情報分析員「QP」、軍事情報分析員「QQ」、軍事情報分析員「QR」、軍事情報分析員「QS」、軍事情報分析員「QT」、軍事情報分析員「QU」、軍事情報分析員「QV」、軍事情報分析員「QW」、軍事情報分析員「QX」、軍事情報分析員「QY」、軍事情報分析員「QZ」、軍事情報分析員「RA」、軍事情報分析員「RB」、軍事情報分析員「RC」、軍事情報分析員「RD」、軍事情報分析員「RE」、軍事情報分析員「RF」、軍事情報分析員「RG」、軍事情報分析員「RH」、軍事情報分析員「RI」、軍事情報分析員「RJ」、軍事情報分析員「RK」、軍事情報分析員「RL」、軍事情報分析員「RM」、軍事情報分析員「RN」、軍事情報分析員「RO」、軍事情報分析員「RP」、軍事情報分析員「RQ」、軍事情報分析員「RR」、軍事情報分析員「RS」、軍事情報分析員「RT」、軍事情報分析員「RU」、軍事情報分析員「RV」、軍事情報分析員「RW」、軍事情報分析員「RX」、軍事情報分析員「RY」、軍事情報分析員「RZ」、軍事情報分析員「SA」、軍事情報分析員「SB」、軍事情報分析員「SC」、軍事情報分析員「SD」、軍事情報分析員「SE」、軍事情報分析員「SF」、軍事情報分析員「SG」、軍事情報分析員「SH」、軍事情報分析員「SI」、軍事情報分析員「SJ」、軍事情報分析員「SK」、軍事情報分析員「SL」、軍事情報分析員「SM」、軍事情報分析員「SN」、軍事情報分析員「SO」、軍事情報分析員「SP」、軍事情報分析員「SQ」、軍事情報分析員「SR」、軍事情報分析員「SS」、軍事情報分析員「ST」、軍事情報分析員「SU」、軍事情報分析員「SV」、軍事情報分析員「SW」、軍事情報分析員「SX」、軍事情報分析員「SY」、軍事情報分析員「SZ」、軍事情報分析員「TA」、軍事情報分析員「TB」、軍事情報分析員「TC」、軍事情報分析員「TD」、軍事情報分析員「TE」、軍事情報分析員「TF」、軍事情報分析員「TG」、軍事情報分析員「TH」、軍事情報分析員「TI」、軍事情報分析員「TJ」、軍事情報分析員「TK」、軍事情報分析員「TL」、軍事情報分析員「TM」、軍事情報分析員「TN」、軍事情報分析員「TO」、軍事情報分析員「TP」、軍事情報分析員「TQ」、軍事情報分析員「TR」、軍事情報分析員「TS」、軍事情報分析員「TT」、軍事情報分析員「TU」、軍事情報分析員「TV」、軍事情報分析員「TW」、軍事情報分析員「TX」、軍事情報分析員「TY」、軍事情報分析員「TZ」、軍事情報分析員「UA」、軍事情報分析員「UB」、軍事情報分析員「UC」、軍事情報分析員「UD」、軍事情報分析員「UE」、軍事情報分析員「UF」、軍事情報分析員「UG」、軍事情報分析員「UH」、軍事情報分析員「UI」、軍事情報分析員「UJ」、軍事情報分析員「UK」、軍事情報分析員「UL」、軍事情報分析員「UM」、軍事情報分析員「UN」、軍事情報分析員「UO」、軍事情報分析員「UP」、軍事情報分析員「UQ」、軍事情報分析員「UR」、軍事情報分析員「US」、軍事情報分析員「UT」、軍事情報分析員「UU」、軍事情報分析員「UV」、軍事情報分析員「UW」、軍事情報分析員「UX」、軍事情報分析員「UY」、軍事情報分析員「UZ」、軍事情報分析員「VA」、軍事情報分析員「VB」、軍事情報分析員「VC」、軍事情報分析員「VD」、軍事情報分析員「VE」、軍事情報分析員「VF」、軍事情報分析員「VG」、軍事情報分析員「VH」、軍事情報分析員「VI」、軍事情報分析員「VJ」、軍事情報分析員「VK」、軍事情報分析員「VL」、軍事情報分析員「VM」、軍事情報分析員「VN」、軍事情報分析員「VO」、軍事情報分析員「VP」、軍事情報分析員「VQ」、軍事情報分析員「VR」、軍事情報分析員「VS」、軍事情報分析員「VT」、軍事情報分析員「VU」、軍事情報分析員「VV」、軍事情報分析員「VW」、軍事情報分析員「VX」、軍事情報分析員「VY」、軍事情報分析員「VZ」、軍事情報分析員「WA」、軍事情報分析員「WB」、軍事情報分析員「WC」、軍事情報分析員「WD」、軍事情報分析員「WE」、軍事情報分析員「WF」、軍事情報分析員「WG」、軍事情報分析員「WH」、軍事情報分析員「WI」、軍事情報分析員「WJ」、軍事情報分析員「WK」、軍事情報分析員「WL」、軍事情報分析員「WM」、軍事情報分析員「WN」、軍事情報分析員「WO」、軍事情報分析員「WP」、軍事情報分析員「WQ」、軍事情報分析員「WR」、軍事情報分析員「WS」、軍事情報分析員「WT」、軍事情報分析員「WU」、軍事情報分析員「WV」、軍事情報分析員「WW」、軍事情報分析員「WX」、軍事情報分析員「WY」、軍事情報分析員「WZ」、軍事情報分析員「XA」、軍事情報分析員「XB」、軍事情報分析員「XC」、軍事情報分析員「XD」、軍事情報分析員「XE」、軍事情報分析員「XF」、軍事情報分析員「XG」、軍事情報分析員「XH」、軍事情報分析員「XI」、軍事情報分析員「XJ」、軍事情報分析員「XK」、軍事情報分析員「XL」、軍事情報分析員「XM」、軍事情報分析員「XN」、軍事情報分析員「XO」、軍事情報分析員「XP」、軍事情報分析員「XQ」、軍事情報分析員「XR」、軍事情報分析員「XS」、軍事情報分析員「XT」、軍事情報分析員「XU」、軍事情報分析員「XV」、軍事情報分析員「XW」、軍事情報分析員「XX」、軍事情報分析員「XY」、軍事情報分析員「XZ」、軍事情報分析員「YA」、軍事情報分析員「YB」、軍事情報分析員「YC」、軍事情報分析員「YD」、軍事情報分析員「YE」、軍事情報分析員「YF」、軍事情報分析員「YG」、軍事情報分析員「YH」、軍事情報分析員「YI」、軍事情報分析員「YJ」、軍事情報分析員「YK」、軍事情報分析員「YL」、軍事情報分析員「YM」、軍事情報分析員「YN」、軍事情報分析員「YO」、軍事情報分析員「YP」、軍事情報分析員「YQ」、軍事情報分析員「YR」、軍事情報分析員「YS」、軍事情報分析員「YT」、軍事情報分析員「YU」、軍事情報分析員「YV」、軍事情報分析員「YW」、軍事情報分析員「YX」、軍事情報分析員「YY」、軍事情報分析員「YZ」、軍事情報分析員「ZA」、軍事情報分析員「ZB」、軍事情報分析員「ZC」、軍事情報分析員「ZD」、軍事情報分析員「ZE」、軍事情報分析員「ZF」、軍事情報分析員「ZG」、軍事情報分析員「ZH」、軍事情報分析員「ZI」、軍事情報分析員「ZJ」、軍事情報分析員「ZK」、軍事情報分析員「ZL」、軍事情報分析員「ZM」、軍事情報分析員「ZN」、軍事情報分析員「ZO」、軍事情報分析員「ZP」、軍事情報分析員「ZQ」、軍事情報分析員「ZR」、軍事情報分析員「ZS」、軍事情報分析員「ZT」、軍事情報分析員「ZU」、軍事情報分析員「ZV」、軍事情報分析員「ZW」、軍事情報分析員「ZX」、軍事情報分析員「ZY」、軍事情報分析員「ZZ」。

○赤城國務大臣 アメリカにしかられるからでも何でもありません。これは常識じゃありませんか。人の国に行つて領空侵犯までして写真をとるといふことは許されません。自分の国の地図を、自分の空の上から写真をとつてやつておるといふこと、これはあります。中には、世界のおおのの国から提供されたものをまとめたものもありまして、人の国へ行つて、領空侵犯までして写真をとるといふことは、私は何度も言ひますが、信じられません。

○岡田委員 あなたは信じないけれども、それが黒いジェット機なんですよ。わかりましたか。アメリカの黒いジェット機なんです。しかし、私は、こればかりにこだわつてはおられませんので、續いて言ひますが、AMSF Eの中には、現在日本人で雇用されておる者が、調達庁長官、どのくらいおられますか。私の調べている限りでは、昭和二十九年当時は九百五十名、現在は八百五十名いるはずですよ。

○丸山政府委員 地理関係に従事してゐる労働者数は、現在正確のところを存じておりません。必要ならば、調べお答え申し上げます。

○岡田委員 それじゃ、必要ですか。具体的に言ひましょう。いいですか。全部で八百五十名、米軍極東地図局に勤務する日本人の勤務者、配属所名まで全部出ています。総本部十七名、第二十五技術大隊三十四名、作業本部八名、地理調査部部長付二名、人文地理課五名、自然地理課三名、図書及びサービス課七名、地理課調査課課長付五名、それから測地部というやうな——これは全部申し上げる時間がかかりますから、これで省略いたしますが、資料を差し上げますが、八百五十

び合衆国空軍の各司令部が使用するものである。」「任務と責任、二、満洲の全地域および特定地域に関する軍事、経済および政治的要素の客観的評価を提出する目的のため研究を行う。その研究には、関係情報の組合せ、分析、評価および解釈を含む。」「資格要件、人種学または満洲に関する関係分野において最低十年の経験を有していること。」「私は、時間がないから読んだのですが、この通りでしょう。」

○丸山政府委員 その通りであります。

○岡田委員 「軍用人種学研究分析員、アジア大陸から帰還した日本人および日本人以外の人々に面接して、社会、政治、産業および軍事的発展についての報告を検証し、もって上級司令部に対して総合的な最近の情報を提供する。」「このようなスパイ活動をやっていく。」「(発言する者あり) どうです。それでしう。」

○丸山政府委員 調達庁が軍側に提供している労働者の職種の分類の中を今お読み下さったのだと思いますが、その通りだと思います。

○岡田委員 「軍事情報分析員「A」」の場合には、資格要件としては「情報またはその関係分野において少くとも十五年の経験を有すること。」「従って、これは旧日本軍部の幹部の人々がなっているはずで、この中には小川という元陸軍中將も入っているはずだ。そうでしょう。」

○丸山政府委員 名前は、私はただいま存じておりませんが、旧軍人の佐官級あるいはそれ以上の方も入っていると思います。

○岡田委員 丸山さん、軍事情報顧問、この中には、地理調査所を含めて

外務省、気象台、水路事務所のようないですか。そうじゃないとあなたが言えるのなら、何でもお話し下さい。だれが見たって、これは明らかじゃありませんか。しかも、これは秘密にはなっておらない。この本も全部秘密じゃありません。全部出ている。明らかに、これはアメリカの極東における侵略計画の中に、日本の自衛隊がそれに協力し、従属をして、その手先になって使われるのが新安保条約なんだ。

○赤城國務大臣 日本は日本として、独自の地図を作るためにやっておるわけでありまして、でありますので、アメリカに協力して、アメリカの従属として地図を作っておるという事実はございませぬ。そういうことによつて侵略性ということであるならば、先ほど申し上げましたが、かりに中共が日本の地図を作り、あるいはソ連が日本の地図を作っている場合に、中共は日本に対する侵略国であり、ソ連は日本に対する侵略国であるというようなことと同じように考えられますが、そういうことは、私も考えられませぬ。それから、決してアメリカが侵略性をもって行動しているというふうには考えません。

○岡田委員 赤城さん、それより前にお考えなさいよ。アメリカに日本の国内の地図全部を作らせておるのは、アメリカに裸になつておることを意味しているじゃないか、どうなんですか。アメリカに日本の地図は全部裸になつておるでしう、どうなんですか。あなたはこれを認めたじゃないか。日本の自主性なんかはどこにある。アメリカに従属している以外に何もないですよ。

○赤城國務大臣 それは違ふと思ひます。そういう論理でいきますと、アメリカで世界地図を作っていますならば、世界が全部アメリカに従属しておることになる。それと同じように、決して、日本が日本の地図を作っているからアメリカに従属しているというこには相なりませぬ。

○岡田委員 赤城さん、きのうの私の質問をまだ聞いていなかったのですか。自衛隊の名のもとにおけるアメリカの侵略性を言ったでしょう。世界侵略計画なんだよ。あなたは、日本の国内がアメリカに裸になつておるのですよ、わかりましたか。アメリカの世界侵略計画の一環として新安保条約があり、その現われがこの地図なんだ。明らかに、いわゆる世界全体の自由諸国といわれるものの地図を全部アメリカが独占して、それでも足りなくて、中国やソビエトを黒いジェット機で飛び歩いて航空写真で写して、日本の自衛隊に渡しているじゃないか、はっきりしておるじゃないか、何で隠そうとするのか。

○村上國務大臣 岡田委員の先ほどの質問の中に、地理調査所から労働者か何か行っているようなことを申されておりました。地理調査所からは、職員も労働者も一人も行っておりません。

○岡田委員 いや、私は、あなたに何も聞いていないのですよ。防衛庁長官です。あなたいつの質問に答弁しているのですか。私は防衛庁の長官に言っているのですよ。地理調査所から行っているなんて私は言っておりませんよ。明らかに、アメリカの極東米軍が日本の地理を全部調べているということとを言ったんです。

○赤城國務大臣 先ほどお話がありましたが、黒いジェット機は、これは御承知のほうですが、気象観測用の飛行機であります。地図を作成するための飛行機ではございませぬ。

それから、日本の国内の地図がよくアメリカにわかつておる、わかつておるからアメリカに従属しておるのだ、これは論理の飛躍であります。私はそういうふうに考えます。

○岡田委員 幾らでもやりますけれども、郵政大臣どうしましたか。

○小澤委員長 間もなく参ります。

○岡田委員 それじゃ、善後らしい丸山さんに、もう一度聞きますが、軍事情報顧問の中には、元陸軍少将小川三郎、中村勝平元海軍少将、それから軍事情報分析員の中には島義元陸軍大佐、元陸軍大佐加藤守俊、これらの人が全部入っており、しかも、これはAMSFに所属しておると思ひますが、もし今おわかりにならないければ、あとで御報告願ひたいと思ひます。

○丸山政府委員 ただいま名簿を持っておりますので、あとで調べて御報告します。

○岡田委員 郵政大臣が見えましたが、調査を約束されましたが御回答がないわけでありまして、それについての御答弁を願ひたいと思ひます。

○植竹國務大臣 ただいま通信委員会が終わりましたので、すぐ役所に帰りまして、先ほどの調査につきまして、電電公社においてその当時の係員等まだおりますので、その者について具体的にさっそくに調べるといふことで、ただいま調査いたしておる最中であり

○岡田委員 お調べになるのは、いつ

までにお調べになるのですか。それに基づいて私は質問しなければならぬのです。...

○植竹国務大臣 多分あしたはわかるだろうと思いますが、どうであらうか。...

○岡田委員 その資料はきょう私はぜひ必要なんです。一応ごらんになればわかるはずでありますから、直ちにお願いいたします。...

○植竹国務大臣 お返しいたします。...

○岡田委員 直ちに、すぐ。...

○植竹国務大臣 きょう返していただければ、私は調べられないのです。...

○小澤委員長 岡田君に申し上げますが、この問題は委員長において預かりましたから、発言者の希望を申しさくいたしまして適当に処置をいたします。...

○岡田委員 それでは、私は委員長に希望しますが、その資料をあしたまで返されなかったら、私は困る。...

○小澤委員長 できるだけ希望に沿うように努力いたします。...

○岡田委員 それから、先ほどいろいろ御質問をいたして参りましたが、やはり要約をして申し上げておく必要があると思いますので、私は読み上げさせていただきます。...

極東米國陸軍地政局の沿革。USアーミー・マップ・サービス・ブロー・アイスト、略称してAMSF&Eといひます。所在地は、北下十条千八百九十四番地、旧CIC本部の跡にありま

す。これは、昭和二十一年、第六十四地形技術大隊が新宿伊勢丹デパートの前に移駐して、そこで日本政府と基本労働契約に基づいて日本人技術者及び労働者を採用し、かつ訓練いたしました。その後、昭和二十八年の三月に現在の略称王子キャンパスへ第六十四大隊が移駐をして、昭和二十九年の七月には第二十九大隊がフィリピンより移駐し、同時に第六十四大隊は閉鎖をいたしました。当時採用いたしております

た日本人勤務者の総計は約九百五十名でありました。昭和三十年、第二十九大隊の写真図、改訂及び新編さんの地図シートの生産量は、月産平均百七十六シート。昭和三十一年三月、この部隊は米軍極東地政局を新設することになり、第二十九大隊と分離をいたしました。その後現在に至るまで、昭和三十一年の一月に名前を変えて、極東米陸軍地政局と改称して、今日では、地図の生産量は年間五百万枚をこえております。司令官はアーサー・T・ストリックランド陸軍中佐であります。現在、日本人の勤務員は約八百五十名であります。それからAMSF&Eと地理調査所との関係は——この点については省略をいたします。...

それから、AMSF&Eに勤務する日本人勤務者、総本部十七名、以下、たくさん地図がございます。これは委員長の方々資料として両方お取り計らいをお願いしたいと思います。速記録に載せるようにお願いいたします。...

○小澤委員長 たゞいま岡田君より要求がありました米軍極東地政局に勤務する日本人勤務者に関する資料につき

ましては、会議録に参照として掲載することになったと存じますが、御異議ありませんか。...

○岡田委員 私は、それでは、郵政大臣の御答弁のあるまでこの点についてだけ留保いたしまして、きょうの質問はこれで終わらしていただきます。...

○小澤委員長 この際、議事進行に關して鍛冶良作君より発言を求められております。これを許します。鍛冶良作君。...

○鍛冶委員 先ほど岡田君の発言を聞いておりますと、日本はアメリカに従属している以外に何も無い、...

であると言われました。今や、世界は日本の独立国たることを認めておることは、言を待ちません。ソ連ですら通商条約を結んでおる今日、わが日本国の国会議員が、日本の国会において、...

断定するに至っては、容赦ならぬことだと思ひます。(拍手) かなうな国会議員がおつては大へんです。私はこの意味において、まず委員長から、この言葉の取り消しを命ぜられんことを要求いたします。...

○小澤委員長 先ほどの岡田君の発言中、もし不適當な個所がありましたならば、速記録を調べた上に適當な処置を講じます。...

○鍛冶委員 私は、委員長として適當な処置とは、どういふことであるか知りませんが、私としては、取り消しを要求いたします。取り消しを要求して、取り消しせざれば、われわれには新たな考えがありますから、委員長だけの処置では満足いたさぬことをここに付言いたしておきます。...

○小澤委員長 委員長は、国会法、議事規則に基づいて適當に処置をいたします。...

次会は、明二十八日午前十時より開會することとし、本日はこれにて散會をいたします。...

午後四時二十一分散會

〔参照〕 米軍極東地政局に勤務する日本人勤務者

総本部 一七名
第二技術小隊 三四名
作業本部(Operation) 八名
地理調査部(Area Analysis Division) 二名
部長付 二名
人文地理課(Branch) 五名
自然地理課() 三名
圖書及サービス課() 七名
地 図 係(Section) 一五名
カードグラフィック係() 一二名

地図調査課(Branch) 課長 五名

分 析 係(Section) 八名

生産係() 一七名

地名係() 一二名

測 地 部(Geodetic Division) 四名

管理 部(Administration Staff) 一名

測地管理課次長(Geodetic Control Branch) 二名

計 算 係(Section) 一六名

調 査 係() 七名

図 書 係() 一名

カードコントロール課(Branch)次長

編 纂 係(Section) 一名

製図及タイピング係 二名

計画及編纂課(Branch)次長 一名

地図調査部(Mapping Division) 三名

部長付(Division Headquarters) 二名

企 画 課(Operations) 五名

生産課(Production Section) 二名

人事課(Branch) 七名

報告及原価計算係(Report & Cost Accounting)

報告及原価計算係(Report & Cost Accounting)

報告及原価計算係(Report & Cost Accounting)

報告及原価計算係(Report & Cost Accounting)

報告及原価計算係(Report & Cost Accounting)

報告及原価計算係(Report & Cost Accounting)

報告及原価計算係(Report & Cost Accounting)

報告及原価計算係(Report & Cost Accounting)

報告及原価計算係(Report & Cost Accounting)

命令書係(Work Order)	三名	本部付	製図課(Unit)	九名
補給係(Supply Branch)	三名	作業発註課及受註課	○保安関係	
営繕班(Maintenance)	六名	修正課及びフィルム管理課(班長一名を含む)	保安渉外課	四名
写真測量課(Photogrammetric Unit)	五名	工場長	保安警備隊	二名
写真企画班(班長一名を含む)	一名	副工場長	器材補給倉庫	一名
三角班(班長一名を含む)	一九名	生産課(Production Branch)	補給倉庫	二名
測図班(班長一名を含む)	四〇名	写真課	○モータープール	四名
検査班(班長一名を含む)	一〇名	小型カメラ係(職長一名含む)	事務場所	一六名
写真係(係長一名を含む)	五名	大型カメラ係(・一名・)	作業場所	一六名
写真密着班(班長一名を含む)	九名	写真直接複写係(Photostat Section)	運輸手	三〇名
偏歪修正班	三名	現版割付課	○修理	五名
写真複写班	二名	点検及修整係(職長一名を含む)	○スペシャルサービス部	五名
写真集成班	五名	貼込係(・一名・)	○図書部	二名
カートグラフィック課(課長一名を含む)	五名	修整係	○娯楽室	三名
編纂係長	一名	製版課	○診療所	二名
編纂企画班(班長一名を含む)	五名	焼付係(職長一名を含む)	○P X	三名
展開班(班長一名を含む)	六名	感光液塗付係(・三名・)	○クリーニング	二名
写真修正班(同上)	九名	現象腐蝕係	○洋服部	四名
編纂モザイク班(同上)	六名	研磨係(・二名・)	○靴みがき	三名
地貌模写班(同上)	一〇名	印刷課(職長一名 班長一名を含む)	○軍人食堂	九名
製図係長	一名	大型印刷機係(職長一名を含む)	○日本人食堂	七名
製図班(班長一名を含む)	二〇名	中型印刷係(・一名・)	○将校クラブ	一八名
補描班(班長一名を含む)	一〇名	インク調合係校正刷係	○下士官クラブ	一四名
ステイクアップ(同上)	六名	裁断係		
供給課(Support Unit)(課長一名を含む)	六名	校正係		
アーテスト	一名	製本課(職長一名を含む)		
補給班(班長一名を含む)	一名	営繕課(・一名・)		
整飾班(同上)	一〇名	資材供給課(・一名・)		
藍色版班(同上)	六名	雑務課		
タイプサービス(同上)	七名	地図配布部(Distribution Division)		
計算班(同上)	四名	オペレーション		
オザリッド係	一名	企画班		
校正課(Edit Unit)(課長一名を含む)	三名	地図保管班		
素図校正班	七名	発送係		
外部契約会社連絡及コレクション班(同上)	一六名	軍事地質課(Military Geology Branch)		
最終校正班(同上)	一六名	本行課(Unit)		
地図複製部(Reproduction Division)	九名	調査課(・)		

昭和三十三年五月四日印刷

昭和三十三年五月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局